



東京都大田区蒲田 5の10の2  
全日本港湾労働組合機関紙  
(組合員の購読料は組合費の中に含む)  
発行責任者 松永英樹



# 大会議案特集号

して1.71ヶ月となった。  
港湾職種での平均回答額は、518、390円で、昨年同時期を2、851円上回り、トラック職種が373、530円で、昨年同時期を18円上回り、一般職種は428、392円で、昨年同時期を9、830円上回る結果となった。  
闘争分会では、293分会中、265分会に有額回答が出され、回答額平均は、491、660円と昨年同時期を3、030円上回っており、率を見ると、1・69ヶ月で昨年同時期を0・02ヶ月下回っている。そのうち妥結分会数は244分会で、妥結額平均は、493、294円となっている。

## 2023年度の

# 主なたたかいの経過と総括

### 案

#### I. 秋年末闘争

全港湾各地方は、第94回定期全国大会で確認された秋年末闘争方針の下、冬季一時金の獲得や労働条件の到達、継続交渉を積極的

に取り組んできた。

#### 1. 労働条件引き上げのたたかい

(1) 冬季一時金闘争

①各地方は、第2回中央執行委員会で確認した昨年同期の率・額を上回る要求設定を行ない、10月末〜11月上旬に要求書を提出した。

地方	要求額	回答指定日
北海道	分会ごと	分会ごと
東北	3・5ヶ月	
10月13日	10月23日	
日本海	70万円	
11月2日	11月30日	
関東	85万円以上	
10月25日	11月2日	
東海5支部	58万円	
11月10日まで	11月20日まで	

名古屋支部	92万円	10月30日	11月20日
10月13日	11月17日	大阪支部	90万円
関西		11月8日	11月27日
阪神支部	95万円	神戸支部	昨年実績以上

11月1日	11月9日	10月31日まで	11月22日
築港支部	3ヶ月以上	鹿児島支部	4ヶ月以上
11月1日	11月21日	10月31日まで	11月22日
建設支部	昨年実績以上	刈田支部	90万円
11月7日	11月中個別交渉	10月31日まで	11月22日
四国	80万円	沖縄	35割
10月25日	11月17日	11月2日	11月24日
九州		②回答状況及び妥結結果	
関門支部	3ヶ月	12月12日現在で、速報分会153	
10月31日まで	11月22日	分会中、149分会に有額回答が出さ	
博多支部	70万円	れ、そのうち134分会が妥結に至っ	
10月31日まで	11月22日	た。回答額平均は、497、289円で、	
長崎県支部	4ヶ月以上	妥結額平均は、498、477円、率に	

## 「先進国日本の労働者・国民」は日本国憲法により人権を獲得して「79年」

中央執行委員長 鈴木 誠一



2年前の新潟県新発田市で開催した第93回定期全国大会にて選任されて1期2年を経ました。今年が改選期の全国大会です。この間、中央執行委員会は春闘(賃上げ)を中心に様々な課題を各地方・支部と組合員の皆さんの団結をもってたたかいてきました。

例)による事業法を形骸化させようとする国の施策の問題、港湾の軍事利用が懸念される「特定利用港湾」の行政施策など数え上げれば切りのないほどの重大な課題に直面しています。この間、全港湾の運動と全国港湾による取組みはもちろんのこと、3年前に立ち上げた「全港湾政策議員懇談会」の国会議員の協力を得るなど、各種課題を取組みすすめてきました。交運労働政策議員懇談の協力も頂いています。

改めて「全港湾のたたかいに協力したい」と力強くも、ありがたい言葉を数多くいただきました。世界の港湾労働・物流産業も機械化・自動化などを含んで、我々と同様の課題をたたかっています。しかし、私たち日本と圧倒的な違いは労働組合のたたかにより賃金や労働条件などは克服されています。たたかう環境の違いを痛感せざるを得ません。日本は大企業の企業防衛のため30年以上にも及んで財界主導の日本政府による非正規雇用の拡大とデフレ政策によって日本国内のすべての労働者の賃金、労働条件は抑制されてきました。

外へ移した大消費国である島国日本は、食料自給率が最も低い国家です。港湾運送事業と物流産業は不可欠な産業です。我々の地位向上、権利の獲得は最低条件の課題です。今こそ日本の全産業の労働組合は国民である働く者の権利の主張と賃金、労働条件の向上をたたかい、勝ち取らねばなりません。

全国の全港湾組合員の皆さん、異常気象といわれる自然環境の中で物流、国民生活を支える、昼夜を問わない日々の就労作業に敬意を表すとともに全港湾中央本部の取組みにご理解と協力をいただいていることに感謝を申し上げます。

現在、我々には世界の環境問題であるカーボンニュートラルに向けた非効率火力発電所休・廃止にともなう石炭荷役の深刻な雇用不安の問題、港湾と物流産業における深刻な人手不足の問題、それにもなう「お手伝い特

本年は全港湾の先輩方が築き上げて継続されてきた、世界のたたかう友誼組合の大会へ招待され出席する機会をいただきました。2月に開催されたMUA(オーストラリア海事労働組合)全国大会、6月に開催されたILWU(国際港湾倉庫労働組合)世界大会です。11月にはMUNZ(ニュージーランド海事労働組合)全国大会が予定されています。また、10月にはITF(国際運輸労連)世界大会も予定されています。出席したMUA・ILWU大会において現地の幹部からは「日本はデフレとは知っていたが・・・」と

弱体にも大きな責任があります。この間、大手企業は巨大な利益を上げ、巨額な内部留保を貯めこんでいます。国民生活にとって必要不可欠な港湾・物流労働者にその還元はされていません。港湾・物流のユーザーは世界共通です。同じ企業が日本においては世界と同様な適正な料金を支払っていないことを意味します。産業の空洞化といわれ生産拠点を海

今年(戦後79年)です。私は79年前までの日本人に権利や人権は無かったと訴えてきたのめされましたが、戦後に施行された「日本国憲法」により「人権」をもち「人間」になれました。G7「先進七カ国」といわれる日本国民の就労実態、生活環境はこのままではいいの?政治の在り方、税金の使い方、国際紛争を武力による解決を目指す、今の政権の防衛費増額のための増税を許していいの?全港湾第95回定期全国大会は全港湾の真価を問う大会としましょう。全港湾組合員の団結をもって日本労働運動の再構築へ向け有意義な全港湾定期全国大会として成功させましょう。

29円上回った。関連部門は、399、005円で妥結した。

ii) 検数労連は、12月4日妥結し、全日検が組合員平均515、755円+10a(昨年冬111、489円)、日検が組合員平均493、136円+10a(昨年冬111、227円)となっていた。

iii) 検定労連は、海事検定職組が11月16日、組合員平均77万円相当で妥結。シンケン労組は11月29日、組合員平均60万5千円(昨年冬13万5千円)で妥結した。なお、新日本検定職組は、組合員平均67万5千円で妥結した。

iv) 全倉連は、12月8日現在、秋年末闘争方式の回答及び年間方式の回答状況は、単純平均40組合、2・350ヶ月(10・007ヶ月)、平均回答額655、121円(+23、786円)加重平均4、406人、2・680ヶ月(10・022ヶ月)、755、518円(+15、375円)となっている。

〈年間方式春または夏に決定の集計〉  
 単純平均7組合、2・552ヶ月、平均額726、044円  
 加重平均 1721人、3・043ヶ月、平均額903、434円  
 〈年末一時金回答平均〉  
 単純平均 33組合、2・306ヶ月、平均額640、077円  
 加重平均 2685人、2・426ヶ月、平均額660、708円  
 v) 大港労組は、11月24日に518、000円(昨年比5、000円増)で妥結した。

vi) 全日通は、年間3・5ヶ月で妥結している。(夏1・750ヶ月、冬1・750ヶ月)

④他団体の回答状況  
 連合は、2023春季生活闘争 年末一時金(第1回)・企業内最低賃金協定(最終)の回答集計結果について、回答

集計を12月6日に公表した。概要を見ると、年末一時金は、組合員一人あたり加重平均で、2・38ヶ月、738、017円(昨年同期10・05ヶ月、+46、105円)となり、いずれも昨年同時期実績と比較して上回っている。

民間調査機関の(一財)労務行政研究所では、東証プライム上場企業の2023年年末一時金の支給水準(187社、単純平均)を調査した結果、全産業ベースで800、028円(対前年同期比で1・5%増)となり、1970年に調査を開始して以来、初めて80万円台となった。

産業別に見ると、製造業は同1・7%増、非製造業は同0・8%増で、業種によるバラつきが目立った模様としている。

(2) 秋年末オルグ  
 第94回定期全国大会で決定された方針に基づき、23秋年末オルグを企画し、北海道地方釧路支部でのオルグを行った。

(3) 秋年末における到達闘争  
 第94回定期全国大会で決定された方針に基づき、①労働時間短縮、②定年延長65歳と退職者の補充、③退職金引き上げ、④労働災害・企業上積み保障の引き上げ、⑤労働協約の締結など、諸労働条件の到達闘争のたたかいをすすめてきたが、新たに到達したところは少なかった。そのなか、東北地方本部においては65歳までの労働条件について、「65歳までは60歳到達直前賃金の96%以上を支給する。」内容で確認書の締結に至った。

2. たたかひの総括

(1) 労働条件引き上げのたたかひ

物価上昇が止まりません。家庭で消費するモノやサービスの値動きをみる昨年9月の消費者物価は、生鮮食品を除いた指数が一昨年の同じ月より2・8%上昇しました。電気代や都市ガス代が政府の負担軽減策などで下落したことから、上昇率は、去年8月以来、13ヶ月ぶりに2%台となりました。

ロシアによるウクライナ侵略に起因しますが、それ以前に安倍内閣による異次元の金融政策やお金が大企業の内部留保となる経済の悪循環、政府の無施策によって、私たちの生活はますます悪くなるばかりです。

そういった経済状況でたかかった秋年末闘争では、特に電力用の石炭取り扱いや地方港のフィーダー化など、事業者にとって先行きの見えないことや、人員不足を補うための来春闘の賃金引き上げを見据えてからか、一時金の大幅引き上げとはなりません。しかし労働条件については、60歳以降の条件が若干ではありますが進展が見られた地方もあり、地道な交渉が実を結んだ結果となっています。

いまの岸田政権の政策を見ると、来年以降に大幅な増税が待ち構えており、国民の暮らしはますます厳しくなることが予想されます。

いままこそ、労働者が安心して安全に仕事ができ、安心して暮らさなければならない。労働者にとって正しい労働分配のある環境を目指すことが労働組合に求められています。

(2) 港湾における制度政策闘争  
 港湾では人員不足に乗じた自動化・機械化の波が押し寄せています。RTG遠隔操作化がクローズアップされていますが、AIターミナルという国策の中では、コンテナダメージチェックのカメラ導入や自動搬送トラックなど、労働者の働く場を奪うものとなっています。

そのほか国や港湾管理者による一方的な港湾政策に対し、全国港湾23年秋年末中央行動を企画し要請交渉を行いました。各納得のゆく回答とは程遠いものでした。各地方・支部においても様々な課題を解決するために積極的な行政や港湾管理者に対し要請行動が取り組まれましたが、わずかな成果となっています。魅力のない職場に入らなくなってきません。安心して働ける職場にしか人は集まりません。どうやって「魅力ある港湾」にするのか、そのためには国、事業者、労働組合が一体となって魅力ある環境作りが必要となってきます。「職場や現場の声を届ける」、「職場と現場を守る」このことが労働組合に求められています。

II. 2024年春闘

1. 春闘のたたかひの経過

(1) 2024年1月30日〜31日にかけて第45回中央委員会が開催され、23年秋年末の経過と総括、2024年春闘方針が全体の議論のもと全員一致で確認された。要求額については、23春闘以上の取り組みをとの意見が反映され、「基本給一律30、000円以上」と、人員不足対策には産別最低賃金の引き上げが必要だが、日港協の産別最低賃金の回答が望めないことから、「初任給200、200円」の2本立ての要求とすることが確認された。その他春闘方針についても提案の通り、たたかう方針が確立された。

また、今回の中央委員会から、採択については、挙手によるものとされより明確な方針の決定がなされた。

中央執行委員会は、2月1日付けで「2024年春闘体制強化と闘争準備について」要旨以下の指示文を发出了した。

①要求について  
 賃金引上げ額は、「基本給一律30、000円」とし、政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめること。

②要求書は、中央、地方、支部の連署とし、

3月1日(金)までに提出すること。  
 第一回統一回答指定日は3月11日(月)を基本として、各地方の集中回答指定ゾーンを3月11日(月)〜15日(金)とする。なお、最終回答指定日は4月上旬(港湾産別春闘解決後)とする。

③第5回中央執行委員会が決定した4月初旬の具体的戦術及び4月上旬・港湾春闘解決後に開催する地方代表者会議で決定した統一回答指定ゾーンの設定、解決を求める最終的な具体的戦術など二波、三波の行動を踏まえ、団体交渉を行うこと。ただし、妥結については地本と支部が連携し、たたかひをすすめること。

④スト権確立の確認は、全国港湾の要求、全港湾の要求について別々に確認することとし、3月1日(金)までに行うこと。

⑤各地方・支部は方針決定後ただちに闘争体制を組み、要求書を提出すること。その結果、スト権確率は全港湾関係で96・41%、全国港湾関係で96・37%を確認した。中央本部は直ちに労働関係調整法申請を行い、闘争体制を整えた。

(2) 3月21日、第一回闘争委員会(第5回中央執行委員会)を開催し、各地方・支部・分会の回答状況を確認した。回答指定日を2024年3月11日(月)に設定し、回答指定日ゾーンとして3月11日〜15日とした結果、第1次集約(3月18日時点)では北海道が「傾斜賃金のベースアップ(定昇別)で1、000円から1、200円」を引き出し、名古屋支部が、「1、000円から3、000円」を出している。また、四国地本では分会によってバラつきがあるものの、「1、000円から3、000

円、中には7、000円」のところも出ている。九州では、長崎県支部が「1、500円から5、000円超の範囲で検討しているほか、苅田支部でも有額回答を引き出している。中央執行委員会はこれを受け、春闘戦術について以下の確認を行った。

2024年春闘戦術について  
 ①各地方・支部は24春闘解決に向け積極的に交渉を行い、賃金引き上げ要求、初任給要求等の具体的前進を図ること。賃金引き上げについては、昨年妥結額以上を目指すこと。

②各地方・支部は賃金引き上げ要求、65歳定年延長要求等の解決のため、積極的に交渉を進め、4月12日(金)までの合意を目指すこと。

③各地方・支部は回答が不満な場合は、4月13日(土)始業時より24時間ストライキを実施すること。

④これらの行動でも賃金引き上げ要求、初任給要求等が解決しない場合は、4月14日(日)以降にさらなる行動を設定することとし、具体的には各地方の闘争委員会を開催して決定すること。

⑤全国港湾ストライキ戦術及び港湾春闘解決に至るまでの港湾統一行動については、全国港湾闘争委員会にて決定次第指示するので、各地方本部及び港湾関係支部・分会は闘争体制を堅持しておくこと。

なお、妥結権については産別闘争と統一要求の獲得状況を見極めたうえで、各地方・支部に委譲すること、産別闘争での戦術として、  
 ＊第1次戦術 地方港は4月6日半日の時限ストライキ。六大港は4月7日の24時間ストライキ。  
 ＊第2次戦術 地方港は4月13日半日の時限ストライキ。六大港は4月13日14日48時間ストライキを実施する。

を合わせて確認した。

(3) 3月27日までに報告のあった、第2次有額回答状況では、速報分会153分会中58分会に有額回答が出ており、回答額を見ると、定期昇給額3,146円、ペア額3,974円の合計7,120円となっている。

(4) 4月22日時点での回答状況を見ると、速報分会の全国平均で8,011円(定期昇給額十ペア額)と、昨年同期を上回った結果となった。また、「各地方・支部は回答が不満な場合は、4月13日(土)始業時より24時間ストライキを実施すること」についても、実施に至った地方・支部はなかった。

一方、産別闘争での中央港湾団交では、4月21日のストライキを構えていたことから、通年の山場(4月13日の行動)を越えての妥結権委譲は見送る判断とした。

しかし、4月21日のストライキも延期となったこと、各地方・支部での賃金追い上げは現時点で、精一杯の把握をし、もう一つの統一要求である初任給については、集約中だが、こちらも昨年を上回っている状況にあった。

よって常任部では、全港湾としての要求に対する妥結権は4月22日をもって、各地方・支部へ委譲すべきという判断をし、各地方へ事務連絡を行った。

また、産別闘争においては、「適正な価格転嫁問題」、「休日問題」、「特定限定許可問題」、「石炭荷役問題」、「特定利用港湾」、「安全」など、多数の項目について、進展はみられていないことから、各地方・支部においては、「全国港湾ストライキ戦術及び港湾春闘解決に至るまでの港湾統一行動については、全国港湾闘争委員会にて決定次第指示するので、各地方本部及び港湾関係支部・分会は闘争体制を堅持しておくこと」の再確認をお願いした。

(5) 5月24日、第6回中央執行委員会を開催し、各地方・支部の妥結状況について確認を行った。

5月22日集計では、速報分会153分

会中、129分会に有額回答が出され、回答額平均は、8,090円(昨年同期9,677円)、率にして、2・68%(昨年同期3・37%)となった。ただし、この集計は沖繩地本を除いており、沖繩地本の回答額平均13,498円を加えると10,099円となる。

闘争分会では、291分会中、225分会に有額回答が出され、回答額平均は、7,989円(昨年同期9,193円)、率にして2・67%(昨年同期3・22%)となった。そのうち妥結分会は184分会あり、妥結金額平均は7,535円となった。

職種別での回答状況では、港湾の回答額平均が8,015円、トラックの回答額平均は4,601円、一般職種では、回答額平均が10,939円となった。

トラック職での昨年並みとなったものの、全体的に昨年額を上回ることが出来た。同時に24春闘の統一要求となった初任給の引き上げについては、初任給平均192,639円(昨年平均190,229円)となった。

## 2. 港湾関係労組の取り組みと回答状況

(1) 日港労連は2月14日(水)、第1回港荷労使団交において交渉を行い、賃上げ基準内20,000円、および物価高騰分10,000円を合算して、基準内月額賃金30,000円を要求し、スト権確率は、2月末には集約された。その後、4月18日に第2回港荷労使団交(通算4回目)を行い、トップ交渉及び平場交渉を取り組んだ結果、基本合意に至った。労側は、基準内平均月額12,000円の表明を行い、各個別労使交渉追認協議を以て、正式妥結とすることを確認し、4月25日、第3回港荷労使団交(通算5回目)で、各個別労使協議が整ったことを労使で確認して妥結した。

なお、関連交渉は、第1回目、2月27日に月額3万円。独自課題として、5・9

協定適用実施、産別協議促進、事前協議の作業体制に関連職種を付記する等の要求書を提出。第3回交渉が6月5日に開催予定されている。

(2) 検数労連は、2月15日に第1回交渉を行い、要求書の提出を行い、回答指定日を3月22日とし、スト権集約は2月20日で確立。要求は、本給一律30,000円とした。5月8日、第9回の交渉で全日検7,053円(+1,012円)、日検8,190円(+1,996円)の有額回答があり、時間外分母の改定、初任給の引き上げを回答。5月15日、第10回目の交渉で妥結した。

(3) 検定労連は要求書を各単組3月1日に提出し、スト権集約は2月22日までに終わった。賃上げは10%以上の要求とし、要求項目として、あるべき賃金、時間外算定基礎分母の143への引き上げ、完全週休二日制確立、定年を65歳にすることを指すとした。定年65歳を来年度から実施することを確認。個別交渉は、4月23日から再開し、5月9日に各単組大筋合意となった。妥結金額は次の通り。海事検定は、5月7日に合意し組合員平均12,152円。新日本検定は、4月中に合意し賃上げ結果として、役割給改定・現業組合員一人平均8,000円+α。(株)シンケンは、5月1日に合意し組合員平均8,690円となっている。

(4) 全倉運は5%+αを統一要求基準とし、統一要求提出日は3月13日(水)、回答指定日を3月27日(火)とし、3月29日に一次回答を受け拡大中央闘争委員会を開催した。賃上げ回答状況(5月15日現在)は単純平均33組合10,092円(3・68%)。昨年比+1,233円。加重平均3,393人15,094円(5・25%)。昨年比+2,466円となっている。

(5) 大港労組は2月16日の中執で大幅賃金引き上げを目指してたたかい、24産別春闘課題を踏襲することを確認。要求金額3

万円を掲げ、2月27日に第3回幹事会を開催し、要求書を決定。同日、第1回団交で要求提出した。その後、4月23日に第3回(続々会)団交を開催し、基準内10,000円、一時金24,000円で妥結した。

(6) 全日通は3月14日に合意に至っており、賃金8,450円、一時金年間3・2か月(夏 1・6ヶ月 冬 1・6ヶ月)で妥結している。

## 3. 他団体の回答状況

(1) 連合の2024春季生活闘争 第5回回答集計結果によると、月例賃金改善(定昇維持含む)を要求した4,940組合中3,733組合が妥結済み(75・4%)。うち賃金改善分を獲得した組合は2,323組合・62・2%(昨年同時期比177組合増・4・0ポイント増)と、昨年同時期を上回っている。

平均賃金方式で回答を引き出した3,733組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で15,616円・5・17%(昨年同時期比4,693円増・1・50ポイント増)、うち300人未満の中小組合2,480組合は11,889円・4・66%(同3,561円増・1・31ポイント増)となった。4月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な2013闘争以降、額・率とも最も高い。

賃上げ分が明確に分かる2,860組合の「賃上げ分」は10,778円・3・57%、うち中小組合1,725組合は8,461円・3・22%となった。4月末時点で3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降初めてである。

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給65・72円(同9・24円増)・月給12,883円(同4,034円増)である。引上げ率は概算でそれぞれ6・02%・5・76%となり、引き続き一般組合員(平均賃金方式)を上回っている。

(2) 国民春闘共闘委員会(全労連、純中立労

組懇、地方共闘などで構成)は4月18日、第5回目の24春闘賃上げ集計を行い、有額回答を得た組合での単純平均(一組合あたりの平均)は、前回調査(4月4日:7,853円・2・92%)から101円・0・09ポイント増え7,954円・3・01%となっている。前年同期(2023年4月20日:6,456円・2・42%)を1,498円・0・59ポイント上回り引き上げ率が3%超となったのは1997年以来27年ぶりとなった。

加重平均(組合員一人あたりの平均)は7,765円・2・46%で、前回調査(7,312円・2・40%)から453円・0・06ポイント増え、前年同期(6,070円・2・08%)を1,695円・0・38ポイント上回っている。

回答引出した904組合のうち129組合(14・3%)が5次から2次の上積み回答を引き出しており、前回調査(88組合・11・1%)から41組合・3・2ポイント増え、前年同期(136組合・14・4%)とほぼ同水準となっている。

## 4. 到達闘争の経過

(1) 65歳定年延長制度について、北海道では4月1日より分会による「継続雇用時の70%を85%まで引き上げることを勝ち取った。

(2) 育児介護休業補償については、日本海地方での全港湾集団交渉を12月20日に開始し、介護休業制度について要旨、次の事項について合意し、協定を勝ち取った。①育児介護休業を一人5日、2人以上10日の有給化を図る。②要介護状態の確認、対象家族の範囲(法律どおり)。③介護休暇中の補償(賃金)について80%支給(国が67%、企業が13%)。④補償期間は93日間(法律どおり)など。

## 5. たたかひの総括

(1) 賃金引き上げのたたかひ  
賃金の引き上げについては、沖繩地本を除いたことにより、昨年額には届かなか

たものの、人員不足や適正料金の引き上げに対する事業者の取り組みも意識され、昨年並みの成果となりました。しかし、地方事業者には適正な価格転嫁や料金交渉が難しく、中央港湾団交で日港協と国交省連名での荷主・ユーザー向けの文書での取り組みも全港湾の春闘には間に合わなかったことを否めません。金額についてもまだまだ社会相場には追いついておらず、港湾における適正料金をいかに届出運賃へ反映させるか、が必要と考えます。

また、全港湾の組合員が一体となつたたたかひと問われると、中央港湾団交時の地方代表者会議の開催ができていなかったことや、中央本部による各地方の状況や組合員の声に配慮がなかったことから、反省を残すこととなりました。

港湾産別春闘においても、全港湾は個別賃金と初任給に主体を置いてたたかひ確認を行いました。かつの間にか月一日の不稼働日に焦点が当てられ、中央執行部や組合員にとっても見える春闘になっていまいせんでした。産別内での個別賃金の取り組みが単組ごとで異なるといえども、今後の春闘でどうやって産別共闘を成立させ、組合員に見える春闘にするかが、反省を踏まえた課題であると考えます。

(2) 労働条件引き上げのたたかひ  
労働条件引き上げに関しては、定年延長時での賃金の引き上げや初任給の引き上げができましたが、人員不足が迫っており、労働者確保が絶対必要な港湾産業において、事業者にも「このままではいけない」という意識が出たのではないかと考えます。いまだ到達していない地方・支部については、更なる頑張りを期待します。

## III. 2024年夏季一時金闘争

### 1. 夏季一時金闘争の経過と総括

(1) たたかひの経過

夏季一時金闘争は、第6回中央執行委員  
会において議論を行い、昨年同額の額・率  
以上とすることを基本に下記の確認を行  
い、各地方・支部でのたたかいをすすめ  
ました。

- ①要求額は昨年同額の額・率以上とする。
- ②要求書提出は6月上旬とし、解決目標を  
6月下旬とする。
- ③要求書の作成、争議予告の手続きは各地  
方・支部で行う。

④各地方・支部の要求額と日程  
地方 要求額

要求提出日	回答指定日
北海道	70万円
支部ごと	支部ごと
東北	3ヶ月
6月15日	6月21日
日本海	70万円
6月3日	6月28日
関東	85万円
6月5日	6月14日
東海5支部	昨年以上
2月29日	支部ごと
名古屋支部	92万円
5月10日	6月14日
関西	95万円
阪神支部	7月10日
5月27日	90万円以上
大阪支部	7月3日
6月6日	昨年率・額以上
神戸支部	6月21日
6月3日	3ヶ月以上
築港支部	6月21日
6月6日	昨年実績以上
建設支部	7月10日
6月3日	80万円
四国	6月17日
5月31日	3ヶ月・90万円
九州	6月24日
関門支部	65万円
6月7日	6月24日
博多支部	3ヶ月以上
6月7日	6月24日
長崎県支部	3ヶ月以上

6月12日 6月24日  
鹿児島支部 昨年同額以上  
6月7日 6月24日  
荻田支部 昨年以上  
6月7日 6月24日  
沖繩 35割  
2月21日 3月15日

③ 回答状況と妥結結果  
① 7月19日の最終集計で、速報分会で  
は、153分会中136分会に回答が出  
され、136分会が妥結に至った。金額  
的に、回答平均額は488,252円(昨  
年同期494,523円)となり、昨年  
を6,271円ほど下回っている。妥結  
額では、同額の488,252円(昨年  
同期499,994円)と、昨年を11、  
742円下回った。

② 闘争分会では、288分会中、251分  
会に回答が出され、獲得額は479、8  
17円(昨年同期477,095円)と、  
昨年を2,722円上回っている。その  
うち妥結に至った分会は、250分会あ  
り、妥結額平均は480,880円(昨  
年同期482,044円)と、1,164  
円下回っている。

③ 職種別でみると、港湾職種の回答額平均  
は、509,572円(昨年妥結額51  
0,341円)と、昨年を769円下回  
った。トラック職種の回答額平均は、3  
64,523円(昨年妥結額358,76  
2円)と、昨年を5,761円上回った。  
一般職種の回答額平均は、365,56  
5円(昨年妥結額359,231円)と、  
昨年を6,334円上回った。

④ 全国港湾加盟単組の取り組みと回答状況  
① 日港労連は、7月20日現在で5港6組  
合平均610,570円となっており、  
この時点で昨年を11,889円上回っ  
ている。全検部門については、454、  
489+α円となっている。関連を含ん  
だ日港労連加盟組織8組合平均は58  
7,863円となっている。

② 検数労連は、7月3日(水)に夏季一時  
金の妥結を確認し、全日検が全国一人平  
均465,563円+α(昨年比+11、  
074円)。日検が全国平均510,78  
4円+α(昨年比+36,976円)と  
なっている。

③ 検定労連は、海事検定職組が6月14日  
に組合員平均700,000円で妥結  
し、シンケン労組は6月28日に組合員  
一人平均、555,000円で妥結。な  
お、(財)新日本検定協会は組合員平均  
620,000円で妥結している。

④ 全倉運は、7月8日現在、単純平均41  
組合で654,026円、率では2・3  
17ヶ月(前年比+6,951円/0・  
001ヶ月)となっており、加重平均で  
は4,354人で762,485円、率で  
は2・646ヶ月(前年比+13,882  
円/10・039か月)となっている。

⑤ 大港労組は、6月27日の第3回船内統  
一団交で、船内平均518,000円(昨  
年月5,000円増)で妥結した。  
⑥ 全日通の一時金は、年間3・2ヶ月  
(夏、1・6ヶ月・冬1・6ヶ月)とな  
っている。

⑤ 他団体の回答状況  
① 経団連は7月12日、大手企業の夏のポ  
ーナス(賞与・一時金)妥結額の第1回  
集計を発表した。平均妥結額は前年同期  
比4・31%増の98万3,112円  
で、3年連続で増えた。物価高や人手不  
足に対応した賃上げが反映された形で、  
比較できる1981年以降、第1回集計  
としては最高額となった。

原則として従業員500人以上の企業  
を対象に、17業種・97社の妥結額を  
集計した。製造業は3・52%増の10  
0万1,780円で、初めて100万円  
を超えた。非製造業は6・79%増の9  
2万5,249円だった。

② 連合の24春季生活闘争第7回最終集計  
(7月1日)によると、フルタイム組合  
員の一時金は、年間型で5・09ヶ月  
(昨年4・87ヶ月)、1,638,72  
3円(昨年1,588,396円)となっ  
ており、季別型では2・52ヶ月(昨年

2・34ヶ月)、742,745円(昨年  
717,421円)といずれも上回って  
いる。一方で、短時間労働者や契約社員  
では、率・額ともに昨年を下回ってい  
る。

2. たたかいの総括  
夏季一時金闘争のたたかいは、各地方・支  
部・分会で精力的に交渉が行われてきた  
が、全体で見ると昨年を上回ることができ  
なかった。しかし、今期の夏季一時金は速報分会  
では下回り、職種別で見ると港湾職種が昨年  
同期を下回りました。トラック職種において  
も、昨年同期は上回りましたが、金額的に伸  
び悩んでいます。このことは特に地方と都市  
部での物流量の差が大きかったうえ、働き方  
改革によっての時間外労働の規制、慢性的な  
人員不足が大きく影響しています。また、標  
準的な運賃の届け出制が導入されています  
が、まだまだ適正な運賃が取れているとは言  
えません。

このことは夏季一時金や春闘だけでなく、  
全港湾として、トラック・海コン・バス・タ  
クシーなど陸上輸送に携わる労働者に対する  
取り組みが足りなかったと言えます。

労働条件の取り組みに対しては、定年延長  
を中心に行ってきましたが、今後は育児・介  
護休業補償制度など、働きやすい労働・職場  
環境を求めていき、国の保障制度以上のもの  
を勝ち取る取り組みが必要となってきます。

IV. 主な闘争課題の  
経過と総括

1. 労働条件の引上げの  
たたかい  
(1) 全港湾各地方・支部は第94回定期全国  
大会で確認された、たたかう方針の下、2  
3年秋年末闘争、24春闘、24年夏季一  
時金と大衆議論を踏まえ労働条件の引上  
げ、並びに諸要求を到達闘争としてたたか  
ってきた。

たたかいの経過と総括を参照)

2. 合理化反対・雇用保障の  
たたかい  
① 日興サービス分会闘争(全国闘争)  
① 昨年12月5日、(全)指定事業体部会  
から今日までの経過報告を受け、今後の  
取り組みについて協議を行った。経過報  
告では、23春闘協定でも「早急に解  
決を図る」との文言は入れることができ  
たが、事務折衝の日程すら確認できてお  
らず、事態は一向にすすんでいないこと  
が報告された。

② 昨年12月6日、日興サービス分会闘争  
対策会議が開催された。前日に(全)指  
定事業体部会長との懇談の経過を踏ま  
え、全港湾としての今後の取り組みにつ  
いて協議を行い、「一向にすすむ気配が  
ないので、行動を構えるべき」、「分会員  
も疑心暗鬼となっている」などの意見が  
出され、12月13日の(全)中執まで  
に動きがなければ、全国港湾へ行動やむ  
なし」の問題提起を行うことを第3回中  
執へ提案することを確認した。

③ 昨年12月21日、検査部会事務折衝が  
開催されたが、4検査事業者側は「現状  
では前回の考え方に変わりはない」とし  
たことから、労側は前進ある回答は得ら  
れなかったと判断し、労使政策委員会の  
開催を求めることとした。

④ 7月1日、指定事業体部会が開催され、  
指定事業体課題の前進に向けて①24春  
闘協定に基づき、今後は、具体的な実行  
状況を労使で監視し、点検していくこと  
とする。②適正料金収受問題を始めとし  
だ検査事業の背景にある課題も含め、業  
側から意見を充分聞きながら労使協議の  
中で披歴し合っていくこととする。③引  
き続き、労使協議については継続協議の  
重要性を鑑み、メンバーを絞っての折衝  
形式で協議をすすめていくことを確認し  
た。

また、24春闘協定に基づいた労使折  
衝の課題について①8月2日の労使政策委

員会までに「労使折衝」開催に向けた動  
きを整える。②労使折衝の議題は下記の  
3点で協議をすすめていく。  
・ 24春闘協定の受け止めについて  
・ 24年度の指定事業体からの本体へ  
の採用者数について  
・ 4検査機関の指定事業体従業員の人  
数について  
以上を確認した。

(2) 能代闘争(全国闘争)  
① 本日時点まで特に動きはなかった。

(3) 労働者供給事業について  
① 日本海地方新潟支部、七尾支部において  
事業申請が許可されたため、昨年7月3  
1日付けで事業所廃止届を東京労働局に  
提出した。  
② 日本海地方伏木支部、境港支部において  
事業申請が許可されたため、昨年8月3  
1日付けで事業所廃止届を東京労働局に  
提出した。  
③ 日本海地方敦賀支部において事業申請が許  
可されたため、昨年12月1日付けで事  
業所廃止届を東京労働局に提出した。  
(4) 労供労組関係について  
① 昨年12月19日、1月15日と労供労  
組協の役員会議が開催され、次期体制に  
ついて協議が持たれた。  
② 3月8日、「2024年度総会」が日港  
福蒲田会館内で開催され、本部2名、関  
東地方4名、関西地方1名が参加した。  
総会では活動方針、予算決算並びに役員  
体制について確認され、全港湾からは議  
長に鈴木誠一委員長、事務局次長に古田  
中執が就任した。

(5) 能登半島地震対策について  
① 1月1日に起きた能登半島地震につい  
て、日本海地本において状況収集を取り  
ながら、1月5日に日本海地区港湾とし  
て、対策会議がリモートで行われ、組合  
員の被災状況や港湾施設の被害状況等の  
情報共有がとられた。中央本部としても  
全国港湾と連絡を取りながら、情報収集  
を行った。  
② 1月5日、全国港湾の四役会議が招集さ

れ、能登半島地震対策について協議を行い、全国港湾として、日港協、国交省、厚労省へ能登半島地震に関する申し入れを確認し、財政的支援について検討を行った。

③1月9日、全国港湾の四役会議が開催され、当面の財政的支援について日本海地区港湾へ200万円を送ることを確認した。また、能登半島地震に関する申し入れ文書を確認し、午後より日港協、国交省、厚労省へ行った。

④1月31日、第4回中央執行委員会が開催され、能登半島地震救援カンパ500円を実施することを確認した。

⑤2月6日、全国港湾の第6回中央執行委員会が開催され、①能登半島地震への対応と方針案について、組織(単組・地区港湾加盟組合)カンパとして一人/200円を取り組むこととした。

⑥3月11日、第1回中央闘争委員会(第7回中執)にて、2024年(令和6年)能登半島地震への対応について、義援金(カンパ)の取り組みについて、3月5日に集約した3、192、400円を日本海地区港湾へ送付した。また、現地への激励行動は、対策委員会を中心に5月9日(木)〜10日(金)を想定して、現地との相談をすすめながら準備している。

⑦5月24日、第2回中央闘争委員会(第8回中執)にて、コロナ対策費の残金を能登半島地震への義援金(カンパ)として流用することが確認され、5、589、535円を日本海地本へ送付した。

### 3. 労働災害防止と福利厚生 の充実強化のたたかい

(1) 労働災害の現状  
厚労省が2024年5月に公表した、令和5年「労働災害動向調査(事業所調査)(事業所規模100人以上)及び総合工事業調査」の結果では、度数率(労働災害発生頻度)が2.14(前年2.06)であり、強度率(労働災害の重さの程度)が0

・09(同0.09)、死者1人平均労働損失日数が40.0日(同44.3日)となっている。

前年と比べ、度数率は上昇、強度率は横ばい、死者1人平均労働損失日数は減少した。また、不労災害度数率は4.00(同3.69)となっている。なお、無災害事業所の割合は52.4%(同54.9%)となっている。

(2) 6月14日、第1回労災職業病対策会議がリモートで開催され、次の議題について検討を行った。①各地方報告 各港での労職対会議等についての報告、②自然災害対応の現状と対応について、③休業補償の現状と対応について。

その結果、対策会議のまとめとして、今回の労職対会議の議論も踏まえ大会の議案書に次年度方針には引き続き育児・介護・休業補償の取り組みを記載していくことを確認した。

また、担当中執より、「自衛隊の方から、自然災害の対応について派遣される日に備えた日ごろからの訓練を実施したいとの要請があった。兵站基地にされかねないので断っているが全国にも来るかもしれない」との情報があつた。

### 4. 労働者の権利確立と組織 攻撃に対するたたかい

(1) 3月8日、「関西生コン事件」判決報告集が連合会館にて開催され、大津地裁で「コンプライアンス第2事件」の判決が出され、検察の控訴断念で7名の無罪が確定したとの報告があつた。なお集会には本部1名、関東地方6名が参加した。

(2) 7月3日、全日建連帯関西生コン支部(関西生コンを支援する会)の第5回検証シンポジウムが連合会館にて開催され、「中央労働委員会は変質したのか?」をテーマに特別報告やパネルディスカッションが行われた。

### 5. 国民的諸課題のたたかい

(1) 大阪カジノ反対の取り組み

①昨年12月19日、「大阪のカジノ(賭博場)誘致計画の『認定』取り消しを求める要請書」の国あて署名を事務局団体である「カジノに反対する大阪連絡会」とともに、全国港湾鈴木誠一副委員長が国土交通省へ提出した。

(2) 中央社会保障推進協議会  
①昨年9月16日〜17日にかけて、第50回中央社会保障学校が岡山県で完全オンラインにより開催された。初日の内容は講座「生活保護引き下げ違憲訴訟」、現場からの「特別報告」、二日目には、講座「社会保障運動入門講座」とシンポジウム「生活保護基準引き下げ違憲訴訟では何が問われているのか」が行われた。本部動員には、関西地本から2名が参加した。ただし、完全オンライン開催のため2日分の日当を本部負担とした。

### 6. 反戦、反核、平和と 民主主義、環境を護る たたかい

(1) 昨年6月24日、第38回「4.9反核燃の日」全国集会が青森市「青い海公園」にて、「青森県を核のゴミ捨て場にしない!」をスローガンに全国実行委員会の主催で開催され、本部動員として東北地方2名が参加したほか、東北地方八戸支部、通運支部と東北青年部含めて全体で60名が参加した。

(2) 被爆78周年原水爆禁止世界大会が福島・広島・長崎で開催された。  
①福島大会は、昨年7月30日にパルセイりざか・コンベンションホールで開催され、13時から全体集会と基調講演、15時から分科会が行われた。全体集会では、東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出に「長期にわたる放出で生態への影響が懸念される。国民の理解は得られず、強行を許さない」と反対する決議が採択された。主催者発表で約550人の参加があり、原水禁の藤本共同議長は冒頭で「(放射性物質の飛散に加え)さらなる環境汚染を許してはならな

い。性急で安易な放出は、原発の過酷事故を起こした日本の責任を無視するものだ」と非難した。本部動員として東北地方から2名と東北地方から8名の参加があつた。

②広島大会は、昨年8月4日に折鶴平和行進が15時40分〜@広島平和記念公園〜広島県立総合体育館の間で行われ、開会総会が17時〜18時30分間に、広島県立総合体育館・大アリーナで開催された。8月5日には分科会、フィードバック、国際シンポジウムが各々開催され、8月6日(日)には、まとめ集会が広島県民文化センター・多目的ホールで開催された。

大会には約2、100人の参加があり、金子哲夫・大会共同実行委員長は5月に広島で開催された主要7カ国首脳会議(G7サミット)に触れ、岸田文雄首相への要望として、「ただちに核兵器禁止条約を批准し、核兵器なき世界をつくるために積極的な役割を果たすことを強く求める」と述べた。被爆者の訴えや高校生による平和活動報告もあつた。6日まで開かれ、核軍縮や脱原発などテーマごとの分科会が予定されている。開会に先立ち、参加者による「平和行進」があり、平和記念公園から会場まで歩きながら平和を訴えた。本部動員として関西地方から2名が参加した。

③長崎大会は、昨年8月7日〜9日に予定されていたが、台風6号の影響を受け、原水禁としての行動は中止となった。本部動員として九州地方から2名、長崎県支部10名が参加した。

(3) 昨年9月18日、「さよなら原発」の全国集会主催により、脱原発をはじめ脱炭素、再エネの社会を求める集会として、「9・18「ワタシのミライ」集会」が代々木公園B地区・野外ステージで開催され、本部動員として関東地方20名が参加した。

(4) 昨年9月30日、「JCO臨界事故24周年集会」が茨城県那珂郡東海村の石神コミュニティセンターにて、「JCO臨界事故を忘れない!とめよう、東海第二原発再稼働!」をテーマに開催され、本部動員として東北地方の2名と東北地方から30名が参加した。

昨年10月15日、「米海軍横須賀基地原子力空母母港化抗議全国集会」が神奈川県横須賀市の横須賀市ヴェルニー公園にて、「原子力空母の横須賀配備撤回を求めるとともに、「戦争する国」を許さない!すべての基地を撤去させる」をテーマに開催され、本部動員として関東地方から5名が参加した。

(6) 昨年11月11日〜13日にかけて、第60回護憲大会が新潟県新潟市の「新潟県民会館大ホール」で開催された。初日にはオープニング・開会総会、メイン企画が行われ、二日目に分科会、ひろばで討論され、別途、フィードバック企画もあり、最終日の閉会総会で締めくくられた。本部動員として日本海地本から2名が参加した。

(7) 昨年11月17日〜18日、平和運動や原水禁運動、人権・環境問題などの置かれている現状や課題を共有・議論し将来の平和運動を担う次代の担い手や、若い世代の活動家の育成を目的に、構成組織から青年層を集めた学習会として、「ピーススクール」が東京都千代田区自治労会館6階「東京グリーンパレス」で開催され、本部動員として東北地方2名が参加した。

(8) 3月16日〜20日にかけて、フクシマ連帯キャラバンが開催され、全港湾青年部を中心に43名が参加した。キャラバン隊は16日の「2024原発のない福島を!」に、17日には「3・17アクション」小名浜イオン前で宣伝行動、「フィードバック・現地視察」で被災地を訪れ、「伝承館」にて原発事故の悲惨さを目の当たりにした。

18日には、いわき市役所やいわき駅にて、ピラ配りを配りと署名活動を行い、19日には、「自治体要請行動」として、茨城県内の各自自治体に訴え、最終日20日の

「さよなら原発全国集会」では、キャラバン隊の活動報告を6、000人の前でを行い、会場からは温かい言葉を受けた。

その後、ステージの裏にてキャラバン隊の総括が行われ、出迎えた鈴木委員長からねぎらいと「引き続き全港湾青年部としてこの取り組みを継続していくことが大切だ」との声をいただき、2024年度のフクシマ連帯キャラバンを終了した。

### 7. 選挙闘争のたたかい

(1) 特にありません。

### V. 港湾労働者の たたかひの経過と総括

#### 1. 港湾における 制度政策闘争

(全港湾)

(1) 石炭火力発電所廃止問題  
北海道砂川火力発電所の廃止計画出され

てから、雇用と職域を守るために、様々な取り組みを行ってきた。全国港湾へも石炭荷役の観点から問題提起し対策委員会を作ることとなり、23年秋年末中央行動での行政申し入れでも経産省・エネ庁や国交省、厚労省に雇用と職域の確保を訴えてきたが、行政の縦割りの弊害や電力会社に経営方針の決定権があり、行政では踏み込めないといった状況が続いている。唯一、経産省の回答で「北海道電力の窓口を紹介する。」との発言があつたが、具体的な解決・対応策には至っていない。今後も行政交渉を取り組むとともに、全港湾政策推進議員懇談会を活用しながら雇用と職域の確保を求める運動が必要となっている。

①2月15日〜16日にかけて、第1回地方港対策会議が開催され、初日に「公正な移行 脱炭素社会にどう備えるか」をテーマに専修大学岡村村ら教授をお呼びして学習会を開催し、ドイツでのエネルギー政策を題材に日本のエネルギー政策

をめぐって議論が行われ、出迎えた鈴木委員長からねぎらいと「引き続き全港湾青年部としてこの取り組みを継続していくことが大切だ」との声をいただき、2024年度のフクシマ連帯キャラバンを終了した。



昨年11月14日～15日にかけて、秋年末中央行動が実施され、14日に国土交通省、厚生労働省へ申し入れ行動を行った。15日は、丸の内から経団連までデモ行進を行い、料金問題や賃金引き上げを訴えた。また、同日の午後より経済産業省(工ネ庁)へ申し入れ行動を行った。

(4) 労使政策委員会(全国港湾)

①昨年10月10日、労使政策委員会が開催され、冒頭、組合側より9月6日に合意した23春闘協定の履行・促進に係わる、当面の諸課題について整理し問題提起した。日港協は各項目について考え方を示したが、いずれも前進の見られる回答とは言えず、組合側から再度主張を行った。

日港協は、議論をふまえ、日港協として、次回の労使政策委員会での一定の回答をするとして、開催日時については事務局で調整するとして、会議を終了した。

昨年10月24日、労使政策委員会が開催され、10月10日に組合側より問題提起した「23春闘協定の履行・促進に係わる、当面の諸課題についての組合側の整理」について回答があった。

回答を受けて、労側より意見・質問を行い、日港協から要旨次の回答があった。

- ・人員不足対策委員会の小委員会の設置については了解した。
- ・指定事業体について、今回の議論を踏まえ、改めて組合側の強い要請があったことを関係者に伝える。
- ・横須賀港にフェリー就航に係る四者協議の早期開催について、組合側の趣旨は理解した。
- ・放射線健康診断実施細目について、制度設計を出すよう要請しているが出てこなかった。組合の指摘されているように、まず検査をさせることが前提で再度要請した中で、期限を区切って検査を受けさせる。ただし、検診費用については、日港協が全額負担するとは

言えない。特定の事業者に対し、全額負担は出来ない。応分の負担をすると言えない。

・各地方運輸局での料金監査の結果の照会について、先週も国交省の港運課長と話をし、照会中であることに間違いはない。

・安全対策での「本船カーゴワイヤー切断事故」について、安全専門員会で改めて検討したい。

・料金問題について、各元請は、理解して意識的に受け止めている。各元請事業者はもとより、特別会員及び各港運協会に送付した。共通の認識に立っていると理解している。昨年の「パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の文書を組合の要望で再発出した。料金P/Tは、具体的に何時開催できるかは現在のところ断言できない。

以上の議論をふまえて、真島委員長より、「安全問題、放射線量検診、フルハーネス、指定事業体問題、四者協議(横須賀)、人員不足対策は早急に年内に協議をすすめる、具体化してもらいたい。この秋年末の中でやるよう要請したお願ひする。」とした。重ねて料金問題につな

がっていることを申し添えておくとした。

続いて、日港協より外船協から10月11日に例年同様に年末年始の例外荷役のお願いがあったと報告があり、「例年同様の条件で荷役をお願いしたい」と要請が行われた。

組合側は、10月31日に中央執行委員会があるので、そこで議論して回答したいとした。

②昨年11月8日、労使政策委員会が開催され、10月10日に組合側より問題提起した「23春闘協定の履行・促進に係わる、当面の諸課題についての組合側の整理」について、10月24日に組合から再度指摘した部分について改めて次の

通り回答があった。

・放射線健康診断実施細目について2011年8月～2012年7月までに放射線量検査を行った労働者の中で、特に0.311シーベルト以上が検出された車輛(建機)に携わった検査人を対象に電離放射線検査を対象に検診をさせる。

・人員不足対策の専門委員会の設置について、専門委員会を設置することを前提に小委員会でテーマが幅広いため、焦点を絞り込む検証を行う。11月中旬から12月下旬に開催したい。

・指定事業体で検査業務に就労する労働者を本体に採用する事項について、事務折衝を年内目途に開催する。日程を調整したい。

・横須賀港にフェリー就航に係る四者協議の具体化について、第2回開催を11月下旬から12月中旬に開催することとし日程調整をする。

組合は、日港協の回答を受けて意見集約をしたとして休憩をとり、その後、日港協に以下の回答をした。

- ・日港協から回答のあった各々の委員会、折衝について年内に実施することを目的にすることをあらためて要請する。それが履行できない場合、組合は協定不履行とみなすことを明言しておく。業側が回答した4点について再度、24春闘までに目途をつけておくことを念押ししておく。
- ・各々の事案について年内に開催すると回答したことに前向きな回答と受け止める。
- ・業側の継続課題は、実施することが第一、まずは検査した人が全員出来ることが肝要である。
- ・指定事業体の件は、早急に決着すべきである。10年近くゴタゴタしている。

今後、各々の案件で齟齬があった場合、労使政策委員会の開催に応じるよう要請しておく。

日港協からは、事務方で協議の促進について努力するとのあり、組合として了承した。次に、日港協より外船協から10月11日に例年同様に年末年始の例外荷役のお願いがあったことについて、以下の回答を組合より行った。

・全国港湾中執で議論した結果、例年同様の条件で荷役を実施せざるを得ないと判断した。しかし、来年については、10月に邦・外船から年末年始の例外荷役の要請がある前に組合の方から、完全休日や割増について24春闘要求を出すことを検討している。

・年末年始の件は、条件だけでなく、完全休日も含めて労使で話をすべきと考える。5・9協定の改定(完全休日2日制)、年末年始の例外荷役に出動した時の割増が今のままでいいのかなど、10月に邦・外船から年末年始の例外荷役の要請がある前に労使で協議したい。

組合側の意見の相談に真摯に対応されたい。

日港協からは、年末年始の例外荷役については、これまでの条件でお願いしたいとし、組合側の要望については、来年は来年で話を聞く耳は持つと回答した。さらに組合側から、年末年始の例外荷役実施について議事確認の解釈を以下の確認を行った。

- ・議事確認第4項で謳われている「出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する」について、精励金だけではないということを示し添えておく。
- ・考え方は、休日出勤100%、割増50%、代休100%、精励金100%

ということであり、再度、各地区港運協会へ考え方の徹底を要請した。

日港協は、組合の考え方を同意し、徹底することを了承した。最後に、年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認を文書で取り交わし、会議を終了した。

③6月25日、労使政策委員会が開催され、会議の冒頭に、新しく経営労務委員長に就任した久保氏より、着任と自己紹介の挨拶があった。全国港湾を代表して、真島委員長は5月23日の春闘合意を踏まえ、解決すべき課題を前進させ、そのために論点整理などもすすめていくことの重要性に触れて挨拶した。港運同盟を代表して足立会長は、未解決の課題を一步でもすすんでいけるよう要請し挨拶とした。

日港協は、24春闘(仮)協定に基づき、項目ごとの課題とそれを所掌する機関を整理した資料を提示し(別紙)、具体化への議論に入りたいと提起した。

組合は課題ごとの協議に入る前に、25日午前(FAX119号参照)に開催された、独禁法問題に係る行政訴訟の第二回口頭弁論について、次の点を指摘した。

- ・第二回口頭弁論が行われ、8月6日に進行協議が行われることになった。進行協議は、判事が原告・被告の率直な意見を聞き、その後の対応を検討するもので、日港協としての対応が問われる。
- ・産別労使協議体制にも関わってくるので、準備書面などを精査しておくべきと考える。当事者として、経営労務委員会も行政訴訟に責任もって対応すべきだ。

そのうえで、日港協の提示した諸課題の整理(別紙)について組合側より指摘を行い、協議を重ねた結果、以上につい

て、日港協は次の回答とともに、労使政策委員会としての確認を行った。

・石炭荷役に係る連絡会議の設置を確認する。まずは、日港協として、行政に対応を求める動きをすすめる。

・ガイドラインの問題は、専門員会で検討を重ね、7月末にも委員会を開催し検討することになっている。組合側も持ち帰り検討するとしており、まずは「確実に休める」体制づくりをと考えている。

・指定事業体関係関連職種の問題は、折衝なり協議が行われる場合は真摯に対応する。

・人員不足対策は答申がまとまり次第、具体的に協議を前にすすめる。

・多くの課題を解決へすすめるべく、専門委員会での議論を政策委員会にフィードバックすることも含めて、全体として前進させる。そのために、労使政策委員会の頻度を上げることとし、当面、7月末を目途に日程調整を図る。

(5) 24春闘と中央港湾団交の経過

①2月6日～7日にかけて、第16回中央委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、中央執行委員、本部役員及び単組・地区港湾選出中央委員とその同数のオブザーバーの参加を可能として調整し、総数141名が参加した。中央委員会は議長団に、佐竹義昭中央委員(大港労組)、石渡周二中央委員(検数労連)を選出し、23秋年末闘争の主な取り組み経過について案(第1号議案)、24春闘方針案(第2号議案)及び24春闘要求書案(第3号議案)を審議し、原案の一部修正のうえ満場一致で採択した。

②2月14日、第1回中央港湾団交が開催され、両代表の挨拶の後、日港協より、24春闘交渉に入る前に横須賀フェリー

の課題について四者合意書の提案を行

- 4月6日(土) 地方港(金沢港・七尾港を除く)は、始業時から平日の制限スト

その後、組合側は要求趣旨説明にあたり、1月1日に起こった能登半島地震で

そして、その間に交渉や折衝がある場合は、応じることも付け加えた。業側は、次回団交を4月2日(火)14:00から開始することを提案してきた。組合側は、これを了承して団交を打ち切った。

5月2日、第4回中央港湾団交が東京港湾福利厚生センター8階会議室(芝浦)において開催された。

業側は冒頭に、次の回答を行った。

③第2回中央港湾団交が開催され、組合側は要求書に対する回答を求めた、しかし検討に値する回答は一つ見当たらなかった。さらに組合側は業側に本日の再考を促したが、業側は時間が欲しいとして、次回団交を3月25日14時から開催することを組合側に提案してきた。組合側は、再考して解決を求めるとともに次回団交で根本的な修正を図ることを求め、「行動の自由の留保」を通告し、次回団交日時を了承して交渉を打ち切った。

・制度資金に関する中労委命令に対する行政訴訟は、産別協定を否定するものではないし、産別最賃の抑制を目的とするものではない。

・賃上げや初任給引き上げに資するため「港運事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について(お願い)」の文書を国交省と連名で港湾ユーザー(荷主・船社)に向けて作成して(3月29日付)日港協のホームページに掲載して広く外部に向けて周知を行っている。

組合側は回答を受けて内部検討を行い、通告していた4月6日と7日の争議行動を延期することとし、次回交渉での前進ある回答を強く要請した。

なお、次回交渉までに4月4日(木)から第一回の事務折衝を続けながら、今回の団交を休会として次回団交を第4回の続開として4月18日(木)15:00(場所は調整中)に設定することを労使で確認して団交を打ち切った。

6月4日18日、第4回中央港湾団交(続開)が東京港湾福利厚生センター8階会議室(芝浦)において開催された。団交

組合側は個別単組の賃上げがすすんでいないことなどで反論し、日港協の無責任な回答に対して業界を指導すべき責任を糾弾し、以下を内容とするスト宣言を行った。

は、業側が紙面(添付)をもって修正回答を示した。一部前向きな回答が見られたものの、重要な部分において明確な期日や継続協議を行うなどの明確さを欠く内容であった。

組合側は、回答に対していくらかの前進は認めるが、妥結できる内容ではないとして、4月21日(日)始業時から24時間ストライキを改めて表明した。

業側は、今一度の事務折衝を求めてきた結果、日曜不稼働に対して業界内部の合意形成を5月24日までに努めて行っていくことを約束することを提案してきた。

組合側は、これに対して業側の努力を認めるとともに5月24日までに業界の合意形成が出来ない場合は、改めて行動を執行することを宣言して、4月21(日)の行動を解除することとして交渉を終了した。

5月23日、第5回中央港湾団交が芝浦サービセンター(東京)において開催された。団交は、前回の第4回団交(再開4月18日)からこれまで7回(春闘全体で7回)の折衝を重ねてきた、その結果、業側から団交の冒頭に(仮)協定書(案)の提示が事前に行われ、読み上げての回答を行った。

組合側は、(仮)協定書(案)について検討を行った結果、妥結できる水準にあるとして本日妥結するとの決断を行い、下記の意見を申し入れたうえで妥結することを表明した。

・日曜就労については、各港により実情が違ふことから、このガイドラインを通じて実態把握を行い、今後の「せめて月1回の不稼働日」の設定に備えていきたい。

・業界紙において日港協会長のコメントとして「不稼働日の要求は理解できるが、一斉にクローズするのは難しい」とあるが、魅力ある港湾を目指すために船社・荷主の理解を求める努力を推

進してもらいたい。

・長時間労働や時間外手当などの労働条件は、欧米と比較するとまだ乖離が大きい。しかし、労働条件の悪化故に、人が集まらないことで、仕事があっても対応できないというような事態にならないように労使が努力をすべきだ。

・港湾における届け出料金は適正料金となっていない、この是正が大事であり、休日拡大、安全、特定利用港湾、指定事業体問題と関連労働者の労働環境整備を含む、港湾労働者のために国交省と連携して発展に取り組んでほしい。

・日曜休日取得のガイドラインに関する地区労使専門委員会(仮称)の設置期日が掲載されていない、このガイドラインを実効性あるものとするために各地区への周知の徹底を要請し、日港協は、これを了承した。

・今後直ちに労使政策委員会や専門委員会を開き、協定に基づく課題の解決へと努力していかねばならない。早急に各委員会の日程調整を進められたい。なお、全国港湾は、賃金原資の確保、産別協定の履行がなされていない時は、再度、団交を申し入れを正す決意であることも申し添えた。

以上により、闘争解除を宣言するとともに(仮)協定書に調印を行った。

(6) 安全専門委員会  
①昨年11月27日、労働安全専門委員会として、フルハーネス問題について、港湾防協会を通じてメーカーへ依頼していたフルハーネスの新商品の試験着用品頼を横浜港運協会へ行った。具体的には日港協、横浜港運協会、港湾防協会、メーカー立ち合いで説明会を行い、現場の組合員に試着してもらい、後日アンケートをいただくこととした。

②同日、労働安全専門委員会が横浜港南本牧ターミナルで開催され、横浜港より申請のあったコンテナ10段積み用のコン

ドラについて視察を行い、前回組合側より指摘した箇所について改善の説明を受けた。その後、ターミナル内会議室において意見交換を行い、組合側は本日の結果を中央執行委員会に諮るとして持ち帰った。

③7月3日、労働安全専門委員会が開催され、i)電離放射線健康診断については、業側より議事確認(案)が提案され、組合側は、日港協折衝において確認したとおりの内容として、合意することと調整し、調印については事務局間にて調整することとした。ii)続いて、業側よりコンテナ船多段積み(10段)荷役に係る確認書(案)が提案され組合側は艀艀がないことを確認し、了承した。iii)2016年(平成28年)及び2023年(令和5年)に日港協より発信した「熱中症予防対策について(周知依頼)」の文章のなかに24春闘協定内容に基づいて強化を図るよう明記し、各会員店社に周知徹底を図って貰いたいと要請を行った。

日港協は24春闘(仮)協定書を反映して「各元請も積極的に携わっていく」との回答を示した。iv)その他、安全に係る事案等について、ア)ガントリックレーン、スプレッターのケーブ切断事故について、イ)本船クレーンワイヤーの切断事案について、ウ)バイオマス燃料のヤシ殻粉砕機事故について、エ)コンテナ船における酸欠事故について、対策について要請を行った。

(7) 自動化・機械化に関する労使協議会  
①昨年11月2日、自動化・機械化に関する労側WG委員による神戸港現地視察が神戸港PC118上組コンテナターミナル営業所(コンテナヤード内及び新マリオンハウス内)で行われ、新マリオンハウス前で、濱上港運副部長(PC118所長)より、西側拡張エリアについて、蔵置能力、IN・OUTゲート、遠隔RTG作業エリアについて口頭で以下の説明を受けた。

(8) 賃金労働時間専門委員会  
①6月24日、賃金・労働時間専門委員会が開催され、①「日曜休日取得ガイドライン」の実行・運用について、日港協より出された「ガイドラインを運用するに当たってのフローチャート」をもとに議論を行った。②「せめて月1回の日曜不稼働日」とすることについて組合から主張を行い、その確認を求めた。日港協は24春闘(仮)協定の意味について、組合側の主張は共有できる。そのため

(・遠隔RTG作業エリア)全5レーン、BAY数137、蔵置能力4、995TEU(・IN9レーン、OUT4レーン、COMPASを次年度導入)

今後の予定としては、2020年自動化・機械化に関する中央協定を遵守し導入する。・西側エリアにて3基3卓6名で一部開始予定(年度末)としている。

以上、説明、意見交換を行い、導入・実稼働となった場合は、操作卓・操作室も含め、再度現地視察を受け入れることを双方確認し、視察及び説明会を終了した。

②2月26日、秋田港トラック自動運転技術の安全性検証について視察行動を行った。冒頭、業側より、「本日の開催に感謝するとともに、雇用と職域を守りながらも人員不足のために自動化を模索している。労働者の安全を第一にトラック運転自動化実証実験に参画してきた」との挨拶があった。同時に本実証実験に至る経過と概要、本日のスケジュールについて以下の説明があり、意見交換を行った。業側からは「人員不足の対策が合理化となつてはならないことを申し添えておく。同時に今後次の段階へ移った時には、必ず労働側へ事前に報告するとともに協議に応じること。」を求め、現地の視察に移った。視察では、実際に自動走行トラックに委員4名が乗車し、体感するとともに整備局やシステム事業者に対し質問を行い、視察を終えた。

に、業界内で、各々の職種、職種間での協議も行い、24協定2・1(1)―①と②の検討はすすめるとした。③以上の結果、次の確認を行い、委員会を終了した。

- ・ガイドラインだけが独り歩きするのでなく、24春闘(仮)協定を全体として把握し、①と②を前提としたガイドラインであること。
- ・ガイドラインは、運用の過程で必要なら修正を行う。
- ・なぜ日曜出勤があるのか、何人が出勤しているのかなどのデータをしっかりと取っていくことを検討していく。

・次回以降は、頻繁に専門委員会の開催が必要となるので、業側は人数を絞っていく。組合側(全国港湾)は現行体制で臨む。

(9) 港湾労政懇話会

①昨年12月21日、第17回港湾労政懇話会が開催され、国交省からは、i)大雪時の大型車立ち往生防止対策について説明があり、組合側からは、ii)港湾の「軍事拠点化・兵站基地化」に関する申し入れを行った。その後、iii)パイプライン作業について、iv)廃棄物荷役について、意見交換を行った。

②2月16日、第18回港湾労政懇話会が開催され、国交省からは、i)能登半島地震について、ii)コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策について、説明を受け、意見交換を行った。

③5月31日、第19回港湾労政懇話会が開催され、行政から、石炭火力発電所における荷役問題について、並びに、港湾労働力不足の現状についての、二つの課題について報告があり、組合からは、24春闘(仮)合意を基本に問題提起と要請を行った。

(10) 港湾労働研究所

①昨年10月23日、港湾労働政策研究所の第2回常任幹事会が開催され、i)総

会について12月15日を予定する。  
ii) 港労研通信の発行について、毎月原則とする。iii) 会報(所報)の発行について、津守主任研究員が執筆中を確認し、iv) 今後の研究課題について、などフリー討議を行った。

②昨年12月15日、港湾労働政策研究所の第2回総会が開催され、1年間の活動報告と今後の活動について協議し、決算予算の確認と役員推薦について確認した。

(11) 港湾労働災害防止協会

①昨年10月20日、第60回全国港湾労働災害防止大会が神戸ポートピアホテルで開催され、安全衛生表彰の後、大会宣言を確認した。また、特別講演(神戸市港湾局 小沢副局長)、特別講演(新潟大学大学院 中野経済学博士)を受けた。

②6月12日、港湾防災協会第1回理事会・総代会が「パレスホテル東京」で開催され、令和5年度(23年度)事業報告書並びに決算報告書と令和5年度(24年度)事業計画書並びに収支報告書について、その他について、すべての議案について承認された。

なお、事業報告において、会員事業所での令和5年の労働災害の発生状況をみると、死亡災害は2人で前年から1人増加し、死傷者数は154人で、前年から4人(2.7パーセント)の増加となり、死傷者数については、平成28年(2016年)の117人を最小に、それ以降は増加傾向となっている。事故の型としては、高所からの墜落・転落、荷や車両系荷役機械との接触・はさまれ、巻き込まれ、転倒といった従来型の災害が繰り返し発生している。

また、令和5年に発生した休業4日以上の労働災害(会員事業場・協会調べ。以下同じ)は154人で、前年の150人と比べ4人、2.7パーセントの増加となり、これらの労働災害には、一度に3人以上の労働者が負傷する重大災害が

2件(いずれも交通事故)発生している。

(12) 港湾労働安定協会

①昨年10月30日、第158回制度専門小委員会がリモートにて開催され、新規登録76社、149名、裁定請求54社、71名、支給期間変更51名、遺族見舞金20名を審査、承認した。また、今回は事業廃止に伴う港湾年金制度脱会

の申請について審査を行ない、承認した。

②1月26日、第159回制度専門小委員会がリモートにて開催され、通常の案件について協議確認された。

③3月28日付で、新たな「港湾雇用安定等計画」について、実施並びに、計画について配送があった。

④4月30日、第160回制度専門小委員会が開催され、通常案件に加え年金受給権の喪失1件と、新規登録者対象「港湾労働者年金リフレッツ」について審議を行い、すべての案件について承認された。

⑤6月12日、第36回理事会が「パレスホテル東京」で開催され、令和5年(23年)事業報告並びに決算報告とその他について、すべての議案について承認された。

(13) 日本港湾福利厚生協会

①2月8日、第44回業務委員会が開催され、2024年度施設整備事業助成(案)について協議し、確認された。

②3月13日、第3回理事会在パレスホテル東京にて開催され、2023年度事業報告(案)、2024年度事業計画(案)、収支予算(案)が審議され、すべての案件について承認された。

③3月13日、第35回理事会が港運会館地下会議室にて開催され、役員推薦、令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について審議され、すべての案件について承認された。資料にあるように、シーパレス宿泊利用者数は18,084人で微増。日港福会館宿泊数は、3

52人で大幅増加となっている。

④5月8日、第1回理事会が開催され、2023年度事業報告(案)及び収支決算(案)が審議され、すべてが承認された。

⑤6月12日、第62回定時総会が「パレスホテル東京」で開催され、23年度事業報告並びに収支決算と24年度事業計画並びに収支予算について、その他について、すべての議案について承認された。

4. 政策推進議員懇談会の取り組み

(1) 1月18日、鈴木龍一副委員長と橋崎副委員長で議員懇談会所属議員へ挨拶回りを行い、全港湾の課題等を訴えた。

(2) 3月22日、全港湾政策推進議員懇談会「第3回総会」が衆議院第2議員会館内多目的会議室にて開催され、議連の近藤会長より挨拶を受け、鈴木誠一委員長から、「お手伝い特例」のお礼と、諸外国に比べ日本の港湾労働者の低い労働環境の訴えを交えた挨拶があり、新規加入者の打越さく良

(立憲民主党・参議院議員)の紹介があった。続いて、全港湾における政策課題について、①反戦・平和(特定利用空港・港湾)、②GX推進法における「公正な移行」、③港湾事業法における港湾倉庫のエリア問題、④能登半島地震に関する要請、を各参加者から提起してもらい、意見交換を行った。議員からは「石炭火力発電廃止に係る企業の動き」、「24春闘の状況」、「お手伝い特例検証会の動き」、「洋上風力発電での港運事業者のかかわり」などの質問が出され、担当ごと回答を行った。最後に城井議連幹事長よりまとめの挨拶をもらい、総会を終えた。

5. たたかいの総括

(1) 全港湾は22―23年のたたかう方針のもと港湾政策に対する取り組みを強化してきました。石炭火力発電所休廃止問題では、「全港湾政策推進議員懇談会」へ、「雇

用喪失に対する公正な移行の実施」、「石炭の取り扱いについて、今後の具体的なスケジュールを知りたい。」や、「留萌港への新たな雇用創出に繋がる施策を、早急に講じていただきたい。」など、積極的に要請を行い、現状を訴えることができました。

また、「特定限定許可制度(お手伝い特例)」に対する取り組みでは、各地方運輸局単位で「お手伝い特例」についての説明会に各地区港湾も参加し、新規参入への懸念など、地域の事情に沿って多面的な角度から制度の問題点を質しました。これらについても、「全港湾政策推進議員懇談会」への要請や、交運労協とも連携を取りながらすすめることができました。

しかし、依然として留萌における雇用が守られたわけではなく、全国で石炭を取り扱う港湾労働者の不安が払しょくできなかったのではないと考えます。

今後も引き続き、港湾労働者や陸上輸送労働者、すべての組合員の職場と雇用を守る、このために大衆議論をより深め、中央・地方・支部がより一層の連携を図り取り組んでいく必要があります。

(2) 全国港湾では、港湾産別労働組合として、全港湾はもとより加盟単組の意見を聞きながら、運動を構築してきました。しかし、その課題は多岐にわたり、必ずしも加盟労働組合が一致できる問題だけではないことが見受けられました。そこには各単組の力量にもよるが、全港湾では24春闘時や年間の取り組みを通じて、組合員への説明不足といった声や、常任部からの意思伝達と組合員との意思疎通が足りなかったことが露見されました。

今後、常任部はこのことを真摯に受け止めて、再び強い全港湾を組合員みんなで作るといった気概を持ち、先にすすまなければならないと考えます。

1. 闘争課題とたたかいの経過

(1) 第1回海コン・トラック合同対策会議  
昨年11月6日〜7日にかけて、第1回海コン・トラック合同対策会議が開催された。初日は交運労協より慶島事務局長をお招きし、「2024年問題」の課題と対策について講義を受けた。その後、畠山副委員長からトラックを取り巻く情勢報告があり、意見交換を行った。続いて地方活動報告に移り、各行政交渉などの報告を受け意見交換を行った。

2日目は河野中執より「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイントの提案を受け、討議に入った。討議では、担当中執より、全港湾「行政要請書」について、行政交渉の要請文は素案として昨年の要請書と回答を用意しているが、全港湾としてどうあるべきか、現状を見ての要請を出してほしいことが提起され、各々意見を出し合った。

最後の確認事項として次の事項を確認し、終了した。

・本日の議論を踏まえ、来年の5月予定の行政交渉に対する要請項目を持ち帰り議論し、その結果を中央本部へ1月末までに提出すること。

・中央本部は本日上がった意見を交運労協へ反映させる。

・各地方担当者は氏名、資料配布用メールアドレスを中央本部へメールすること。

・国交省自動車局要請のアンケートを前広に取り組むこと。

(2) バス・タクシー合同対策会議  
昨年11月18日、関西地本主催のバス・タクシー対策会議が大阪港勤労者福祉会館で開催され、書記長が参加した。会議では、大阪交通運輸労働組合共闘会議 事務局長 庭和田 裕之氏をお迎えし、「バス・タクシー労働者の労働条件向上(改善)と地域交通を守るために労働組合としての役割をどう果たしていくか」をテーマに講演が行われた。

(3) 第1回海コン・トラック合同対策会議

VI. 陸上運送事業における制度政策闘争の経過

5月28日(29日)、第2回海コン・トラック合同対策会議が開催された。第1日目には、国交省と厚労省からの回答について、各地方運輸局交渉など報告をいただき、内容を精査吟味して、明日の要請を有意義に議論討論できるように協議を行った。全港湾としては、行き過ぎた、あやまった制度政策はNOという立場を明確にし、折衝をすすめていくこととした。その後、交運労協の慶島事務局長をお招きし、「2024年問題」の課題と対策について学習会を行った。第2日目には、国交省・厚労省要請行動として、衆議院第2会館(第1会議室)において、国交省・自動車局、道路局、港湾経済課に対し、「要請内容」はもとより、社会情勢が激変するなか、ドライバー職労働者を取り巻く環境は厳しいものがあります。この機会に、労働者処遇の改善などを求める」とし交渉を行った。続いて、厚労省・職業安定局、年金局、労働基準局との交渉が行われた。なお、今回も吉川元衆議院議員にご同席いただき、交渉の後押しをしていただいた。

## 2. 交運労協のたたかひの経過

(1) 昨年11月13日、第1回三役・幹事会が開催され、①任務分担について、確認した。②新年交換会について、1月15日「東武ホテルレバント東京」にて開催を確認。iii) 議員懇談会2024年総会について、2月7日「衆議院第1議員会館」にて開催を確認。③第27回参議院選挙における候補者推薦を確認。④モロッコ地震連帯基金へのカンパを確認。⑤韓国運輸物流労働組合総連合会(CKTLU)との意見交換会・歓迎夕食会について確認した。

会議終了後、CKTLUとの意見交換会・歓迎夕食会が開催され、有意義な意見交換を行った。また、14日には、港湾の夕一ミナル視察として大井ふ頭の視察が行われた。

(2) 昨年12月8日、第2回三役・幹事会が開催され、次の事項について協議確認を行った。①2024年春季生活闘争の取り組み

について、連合方針と同様に、定期昇給分2%+3%以上の賃金引上げを確認。24年春季生活闘争総決起集会について、3月4日、18:00〜田町交通ビルにて開催を確認。②ライドシェア導入阻止の取り組みを確認。③「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定への対応について、意見反映できるよう取り組みを確認。④24年度政策・制度要求について、各組織は要求項目を1月19日までの事務局へ上げることを確認。⑤24年ITF会費について、確認。⑥ITFモロッコ地震連帯基金へのカンパについて、20万円の拠出を確認し、構成組織へカンパ依頼を確認した。

(3) 1月15日、第3回三役・幹事会が開催され、次の事項について協議確認を行った。①能登半島地震及び羽田空港事故への対応について、北陸交運労協へ予備費より100万円の支援金を拠出すること確認した。②2024年春季生活闘争の取り組みについて、決起集会を3月4日(月)18:00から田町交通ビルにて開催を確認した。③ライドシェア導入反対の取り組みを府行動計画について、意見反映させる取り組みを確認した。

(4) 2月7日、交運労協の政策推進議員懇談会「2024年総会」が開催され、交運労協の当面する諸課題について確認された。

(5) 2月13日、第4回三役・幹事会が開催され、報告事項の後、①第213回通常国会への対応について、②ライドシェア新法導入を阻止する取り組みについて、③「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」改定への対応について、④24年春季生活闘争勝利総決起集会の開催について、⑤第29回交通運輸政策研究会の開催について、協議確認を行った。

(6) 3月4日、第5回三役・幹事会が開催され「2024年政策・制度要求」について政策委員会と各部会でのとりまとめの確認を行った。

また、5月20日(月)〜21日(火)開催する第29回交研集会(アトホテル

日暮里ラングウッド)の開催要項が示された、テーマは「人材不足を克服し魅力ある持続的な交通運輸・観光サービス産業を創るために」全港湾は5名の参加要請であるが女性20%を求められている。宿泊にての開催を再開するとして女性が参加しやすいように都内開催、日帰り開催とした。「特定技能制度」4分野(自動車運送業含む)追加への対応する議論を行った。ITFモロッコ地震連帯基金へのカンパについて総額579,400円(交運労協一般会計拠出金20万円含む)の集約を確認した。韓国運輸物流労働組合総連合会(CKTLU)より韓国訪問団の派遣要請が届いたとして時期・期間・人数について検討を行った。

(7) 同日、18時より交運労協・連合「交通・運輸」部門連絡会「2024年春季生活闘争勝利3・4総決起集会」が田町交通ビル6階ホールで開催され、全港湾を代表して河村関東地本副委員長が決意表明を行った。中央本部1名、関東地本13名が出席した。

(8) 4月8日、第6回三役・幹事会が開催され、当面する諸課題の取り組みについて、①24年度政策・制度要求回答交渉について、各副議長の参加を確認した。②25年度予算概算要求並びに税制改正要望について、各構成組織からの要望提出を確認した。③第29回交通運輸政策研究会の運営について確認した。④関連法案への対応について、取り組みを確認した。⑤ITF加盟費値上げについて、各構成組織の意見集約を行った。⑥韓国訪問団について参加者の確認を行った。

(9) 5月13日、第7回三役・幹事会が開催され、①第29回交通運輸政策研究会に於いて、スケジュールなど運営について確認した。②改正流通業務総合効率化・貨物自動車運送事業法成立以降の対応について、交運労協は法改正の主旨である商慣行の見直し、物流効率化の実効性が担保される取り組みを確認した。③ライドシェア新法導入を阻止し、持続可能な地域交通を創

造する取り組みについて、当面の方針「新法制定阻止」に向けたたたかひを展開していくことを確認し、当面の取り組みとして、6月7日(金)18:30〜田町交通ビルにて、総決起集会と集会直前の田町駅街宣行動を確認した。④第40回定期総会について、10月10日(木)13:00〜「ホテル ルポール麹町」にて開催を確認し、役員選出について、定数の確認と役員推薦委員会のスケジュールを確認した。⑤2024年度賃金・一時金実態調査の取り組みについて確認した。

(10) 5月20日〜21日の2日間を渡り、第29回交通運輸政策研究会がアトホテル日暮里ラングウッドにて、構成組織115名・地方交運労協57名、合計172名の参加をもって開催された。今回の集会は各モトド喫緊の課題である「人材不足」をテーマに掲げ、2つの基調講演とパネルドイスカッション、翌日は3テーマに分かれたの分科会を行った。なお、全港湾からは関東地本から4名が参加した。

(11) 6月7日、18時30分より田町交通ビル6階ホールにおいて、310名の参加のもと、「公共交通を守り雇用破壊を許さない6・7総決起集会」が開催され、全港湾からは関東地本から9名が参加した。

(12) 6月24日、第8回三役・幹事会、第4回政策委員会合同会議が沖縄県那覇市で開催された。主な議題は「ライドシェア新法阻止」について今期通常国会では折衷案となった、秋の臨時国会が最大のヤマ場となることとして総決起集会(臨時国会会期中11月頃)に設定する確認をしていたが、「同時並行論」となったことで、最大のヤマ場を年明けの通常国会として運動のピークを4月〜5月として総決起集会(日比谷野音規模)を設定することを確認した。今後の取り組みについては特定技能制度「鉄道分野特定技能協議会」への対応。ベトナム訪日団の受け入れ(11月18日〜22日)を確認した。

答を受けた後、各構成組織よりそれぞれ質問及び要請を行い、意見交換会を終了した。

## VII. 組織の強化と拡大の経過

### 1. 組織の現勢と動向

(1) 2024年7月8日現在で、中央登録人員は9,781名となっている。2023年7月1日時点の9,931名と比べるると、150名の減となりました。ここ数年、毎年150名程度減少しています。

(2) 全国における地方本部、支部、分会の推移は、地方本部で9地方、支部は45支部と前年同数で、分会数は、381分会(前期首390分会)と新規・消滅合わせで、9分会が減少しています。

(3) 6月6日〜9日にかけて、第55期中央労働講座が開催され、全国から27名の参加があり、今回も中央本部常任が講師役となり、第1講座から第3講座まで行われた。

第1日目は、第1講座として、更なる組織強化と運動の前進―原点回帰「組織強化」とは、役員とは、組織運営はどうあるべきか」をテーマに鈴木龍一副委員長から講義を受けた。具体的には①若い世代の組合離れ、②組合がなかったら、③労働組合の力とは、④組合の組織力を高めるには、⑤労働組合の役割・任務の理解、⑥労働組合の理念・役割を実践するのはリーダー、⑦全港湾の取り組み、⑧まとめについて、具体的な事例を織り交ぜながらの講義だった。その後、グループ討論に移り、各参加者は感想や意見を出し合った。

第2日目には、第2講座として「全国港湾の成り立ち」として、鈴木誠一委員長から講義を受けた。具体的には、①港湾産別労働について、②戦後の港湾労働、③革新荷役・体制的合理化について、さらには24港湾春闘について熱心な講義をいただいた。

その後、第3講座として、「労働基準法」を岡山副委員長より講義を受けた。講義では、労基法の概要から入り、クイズ形式で

西地方青年部より報告を受けた。2日目は、フィールドワークとして、「神戸海洋博物館」「咲洲コスモタワー」にて視察を行い、港湾福利第一センターにて「労基法について」の講義を岡山副委員長より受けた。その後、6グループに分けて分散会を行い、スローガンの投票を行った。3日目には、分散会での各グループからの発表を行い、今年度の青年部スローガンを決定した。最後に古田担当中執より、中央本部のまとめを受け、関西地方青年部の団結力ンパロウで交流集会を終了した。

青年部スローガン「助け合い 認め合い 仲間と共に 未来を切り開け 全港湾青年部」日本海地方 金一封(30,000円)

## 2. 組織強化の取り組み

(1) 昨年11月16日、青年対策担当者会議がリモートで開催され、書記長と担当中執が参加し、①青年対策交流会について、2月29日〜3月2日、関西青年部受け入れでの開催を確認した。②スローガンについて、各地方3件まで、1月31日締め切り、本部へ提出を確認した。③フクシマ連帯キャラバンについて、3月16日〜20日まで、東北4名の動員は確認したが、各地方1名の動員については持ち帰り議論することとなった。④ピーススクールについて、今年度東北地方2名の動員を確認し、次年度の各地方持ち回りについては持ち帰り議論することとなった。⑤沖縄平和行進について、準備指示を確認した。

(2) 2月29日〜3月2日にかけて、第24回全国青年対策交流会が関西地方青年部の受け入れで、「ホテルクワイオン新大阪」にて開催された。初日には全体集会でスケジュールの確認などを行い、開会の挨拶と学習講義「港湾産別について」松永書記長より、講義を受けた。その後、大阪IRについての学習会を行い問題点について関

その後、第3講座として、「労働基準法」を岡山副委員長より講義を受けた。講義では、労基法の概要から入り、クイズ形式で

の講義手段に参加者は気の抜けない様子であった。

第2日目の午後にはグループ討論を一時間ほど行い、待望のレクレーションに移った。今回のレクレーションにはドッチボールが選ばれ、班ごとの総当たり戦でのたかいかいとなった。けがのないようにとの忠告には聞くこともなく、ゲーム開始直後から本気丸出しの熱戦となった。結果、第4班が見事優勝を勝ち取り、副賞として、班代表者に800字の報告書の提出義務を受け取った。

最終日には講義全体のグループ討論と発表が行われ、鈴木誠一委員長の総評と受講証が各自に手渡され、閉講となった。

### 3. 組織拡大の取り組み

(1) 昨年11月17日、教宣部会がリモートで開催され、組織拡大キャンペーンについて確認し、各地方・支部の発送部数について確認した。

## VIII. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

### 1. 共闘の強化

(1) 全国港湾

①昨年9月7日、検数労連50周年記念行事に常任2名が参加した。

(2) 海港労協

海港労協については依然として動きはありません。

(3) 交運労協

海コン・トラックなど陸上運送事業に携わる労働者が多い全港湾として、交運労協のトラック部会、政策委員会など積極的に参加してきました。また、鈴木誠一委員長をMSGの代表に選び、交運労協の副議長に選出された。

(4) 平和フォーラム

平和フォーラム発信のあらゆる取り組みに積極的に、また、青年部が主体性を持って取り組むことができました。(反戦、反

核、平和と民主主義、環境を護るたかいかい(参照)

(5) 三単産共闘

昨年11月17日、全日建連帯の40周年記念として、「連帯結成40周年記念レセプション」が連合会館で開催され、鈴木委員長が参加した。

(6) けんり春闘

24春闘では、国民春闘協議会へ参加することは叶いませんでしたが、政治・経済情勢や、賃上げ状況をメールなどで共有

# 2024・25年度

# 運動方針

(案)

し、情報交換することはできた。

## 2. 国際連帯

(1) ITF関係では、昨年9月29日、全労連(検数労連)より、ILWU(OB)訪日団を受け入れるとの連絡があり、全国港湾と全港湾へ同席の要請があったため、鈴木誠一委員長が参加した。

(2) 2月24日〜3月1日の間、オーストラリア海事組合(MUA)の総会がオーストラリアのアデレードで開催され、鈴木委員

長が参加した。

(3) 6月16日〜22日の間、ILWU定期大会がカナダのバンクーバーで開催され、鈴木誠一委員長が参加した。

## 3. 政党との連携

(1) 2月14日、海コン・トラック部会での行政申し入れ行動でお世話になっている、

吉川はじめ議員へ鈴木委員長と畠山副委員長、諸見、古田中執が挨拶へ伺った。

以上

## I. 国内外の情勢と労働運動の現状

### 1. 国際情勢の特徴

(1) ウクライナ情勢

ウクライナ軍とロシア軍の対立は依然として続いており、両国の国民に多数の犠牲者が出ています。ウクライナは西側諸国から支援を受けており、経済的、軍事的な援助が続いています。これによりウクライナの自衛能力が向上していますが、解決には向かっていません。

いま、国際的な圧力と外交努力により、ウクライナとロシアの対話がすすめられています。しかし、和平交渉は複雑で時間がかかることが予想されています。しかし、国際社会の協力でウクライナの努力により、平和への道が開かれていることが望まれています。

(2) イスラエル情勢

イスラエル軍は7月1日、ガザ地区南部

の引き上げによって、国民負担が増大し、所得格差が一段と拡大する恐れもあるとされています。

また、世界が目指すアメリカ大統領選挙では、前大統領トランプ氏の支持が高まっており、CNNの調査によれば、大統領選の討論会でトランプ氏が勝者と評価した割合は67%に達しました。バイデン大統領の支持が低迷する中、後継者としてハリ

ス副大統領やニューサム氏が挙げられていますが、その中で若手や無名の候補が目目され、トランプ陣営もその動向に警戒しているといわれています。

その大統領選のさなか、アメリカ東部ペンシルベニア州で7月13日、トランプ前大統領がみずからの選挙集会で演説を行っていたところ、ステージに向けて銃弾が放たれるという暗殺未遂事件が起こりました。その後の共和党全国大会では、トランプ氏は「私はアメリカの半分ではなく、全体の大統領になるために立候補している」と、分断が進んだ米社会に団結を呼びかけ、さらに「共にあらゆる人種、宗教、肌の色、信念を持つ市民のため、安全、繁栄、自由の新时代を開始する」と訴えました。

一方、民主党は8月19〜22日に開く民主党全国大会までに、党候補を正式に指名する見通しでしたが、党内では、6月のトランプ氏とのテレビ討論会で高齢不安を露呈したバイデン氏に対し、選挙戦撤退を求める声が噴出していました。また、民主党の重鎮であるオバマ元大統領やペロシ元下院議長が撤退を求め立場に回ったことから、秋の大統領選挙での再選を断念し、選挙戦から撤退する考えを表明しました。

今後は時間が限られるなかで民主党が果たして公正さを確保しながら後任候補を選出できるかが焦点となりますが、いずれにしても、米国の影響を軍事・経済などあらゆる面で影響を受ける日本にとっても注視が必要です。

(4) 欧州情勢

低迷が続いていた欧州景気は持ち直す見

のハンユニスの東側の住民らに対して直ちに撤退するよう通告し、現地では大勢の住民がハンユニスの西側に避難を余儀なくされました。

ガザ地区では、イスラエル軍が広い範囲で攻勢を強めていて、地元メディアは南部ハンユニスやラファが激しい攻撃にさらされたとしているほか、北部でも市場が空爆されて住民少なくとも5人が死亡するなど多数の死傷者が出ていると伝えてい

現地の保健当局はこれまでに3万7,925人が死亡したと発表し、犠牲者の数は増え続けています。UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)は7月2日、「ガザ地区に安全な場所などどこにもない」としたうえで、避難を強いられている人が25万人に上るとの見方を示しました。

イスラエルとイスラム組織ハマスとの戦闘休止と人質解放に向けた交渉は行われていますが、イスラエル軍がガザ地区南部ラファでの攻撃を続ける中、ハマスは「軍事的な圧力のもとでは新たな取り組みには応じられない」などと強く反発してい

て、交渉の先行きは依然、見通せないままです。

(3) 米国情勢

米国経済は内需を中心に堅調しており、①家計の所得環境の改善、②労働市場のミスマッチ縮小、③積極的な財政政策が景気を押し上げています。今後の米国経済の拡大ペースはやや鈍化する予想されていますが、実質GDP成長率は当面潜在成長率を下回る見通しがあるとされています。その後は、良好な雇用・所得環境などを背景に、成長率は上昇される見込みで、インフレ沈静化を受けた利下げ転換も景気を後押しするとされています。

ただ、当面のリスクは、インフレ再燃や、需要不振による労働需給の逼迫などを受けた賃金高騰、住宅市場の流動性低下を受けた住居費の高止まりが再びインフレ率を押し上げる恐れがあるとされています。2024年の大統領選挙におけるトランプ再選も米国経済のリスクであり、

同氏が掲げる減税によって財政赤字が拡大する場合、金利に上昇圧力、加えて、関税

通しだとされています。エネルギーや財価格を中心にインフレ圧力が緩和し、実質所得の回復や逆資産効果の緩和により、個人消費の持ち直しが景気全体を下支えされるとされています。

金融政策の面では、インフレ圧力の緩和を受けて、欧州中央銀行(ECB)は6月に利下げを開始し、イングランド銀行(BOE)も今秋に利下げに転じると予想されています。財政政策の面でも、政府による投資支援が行われることで、投資は底堅さを維持する公算が大きいとされています。もっとも、ドイツと英国が重石となることで、欧州景気は全体として緩やかな回復にとどまる見通しとされ、ドイツでは、①労働力不足、②エネルギー高、③政情不安といった複合的な要因が成長力を押し下げるなどされ、英国では、労働供給の弱さが成長の妨げとなるほか、財政政策の拡大余地も小さいとされています。

当面の景気下振れリスクはインフレの再燃だとされており、地政学リスクの高まりやサービスピレ価格の上昇が物価の高騰につながる恐れ、加えて、政治・外交面では、①欧州議会選挙を契機とした反グリーン・反移民の動きが中長期的な成長力を弱める可能性、②米大統領選におけるトランプ氏再選に起因する輸出の下押しと財政拡張の懸念、③脱中国依存の動きがグリーンフレッションを引き起こす恐れがあるとされています。

その英国で7月4日にあった下院(定数650)の総選挙は開票がすすめられ、野党・労働党が221議席を増やして412議席の単独過半数を獲得し、14年ぶりに政権を奪還しました。キア・スターマー党首はこの結果を受けて5日午後、バックingham宮殿を訪問。国王から組閣を要請され、正式に新首相となり、惨敗した保守党は、現職閣僚や元首相ら有力議員の落選が相次ぎました。今回の選挙で、労働党は公約で、国民健康サービスの診察について、長期にわたる順番待ちが深刻な問題となっているため、イングランドで毎週4万件の

予約診療を増やすことや小型ボートを使った違法移民の密航を手配する犯罪組織を取り締まるため、国境警備の中心となる機関を新設、住宅不足解消のための関連法を改正し、150万戸の新規物件を新築する、教師を新たに6,500人増員するなどを掲げて選挙運動を展開し勝利しました。

(労働党は1900年、イギリスで階級社会が色濃く残る中、労働者を守る立場を掲げて創設されました。)

(5) 中国情勢

年明けに持ち直した中国景気は、足元で再び減速にあるとされています。国内需要の低迷が足かせになり、とくに、製造業での悪化が目立っています。需要項目別にみると、個人消費は強くなる場面がみられるものの、基調としては引き続き弱い動きにあり、住宅市場の不振により、不動産開発投資が一段と減少しています。

先行きを展望すると、個人消費の活況は一時的にとどまり、消費者の節約志向や厳しい雇用・所得環境を背景に、低迷が続く見込みとされています。不動産不況などが足かせとなり、投資も弱い動きが続く見込みで、政府は新エネルギー車への買い換え補助金などの措置を打ち出すも、規模が小さく、消費喚起効果は限定的となる見込みです。

政治的情勢を見ると、中国は6月23日、台湾周辺の空と海で軍事演習を開始しました。直後、中国はある人物がこの演習の引き金を引いたとし、激しい非難を浴びました。その人物とは、台湾の新総統、頼清徳氏であり、頼氏が20日の就任演説で中国を「中国」という言葉で表現することで、台湾は中国ではなく、別の国だとする本心をのぞかせたとされています。

中国から見れば、頼氏は「分離主義」のイデオロギーをもってしていることを認めたといい、台湾の学者の中には、こうした言葉遣いは重要であり、頼氏は危険な一線を越えたと言っている。一方、中国政府が頼氏を嫌悪しているのは以前から明らかで、頼氏の演説は、中国に今回の威嚇行

為を正当化する言葉を与えたと過ぎないと言っている。大方が一致しているのは、中国の習近平国家主席は中国による台湾支配を望み、台湾の人たちはそれを拒絶しているという基本的な事実は変わらないということ。今後中国と台湾との関係には注視が必要です。

2. 国内情勢の特徴

(1) 第213通常国会が事実上閉会しました。この国会は自民党の政治と力ネの問題を受けた政治改革が最大の焦点となり改正政治資金規正法が成立しました。また政府が提出した「共同親権」の導入を柱とした改正民法など62の法案は1つをのぞいて成立しました。

改正法では「政策活動費」の支出をチェックする第三者機関の制度設計などは「検討事項」となっており、今後、実効性のある仕組みを設けられるかが引き続き課題となります。

法改正をめぐる一連の議論で立憲民主党は政権への批判を強め、岸田内閣は政治改革に後ろ向きで直ちに総辞職するか衆議院を解散すべきだとして、6月20日、内閣不信任決議案を提出しましたが、自民・公明両党はこれを反対多数で否決しました。憲法論議では、自民党が大規模災害など緊急事態への対応について憲法改正の条文案の作成にしたいと繰り返し提案したのに対し、立憲民主党は慎重な姿勢を示し、与野党の間で引き続き意見が交わされる見込みです。

今国会に対し、各野党からは「政治と力ネの問題ばかりに振り回された国会だった。国内外には重要な課題が山積しており、国会で議論していくことが必要で、秋の臨時国会からは、本来の立法院の仕事を「行うべきだ」との声が上がっています。

(2) 6月の報道によると、家庭で消費するモノやサービスの値動きをみると、5月の消費者物価指数は天候による変動が大きい生鮮食品を除いた指数が、去年の同じ月より2.5%上昇し、上昇率(上昇率は前の月

から0.3ポイント)は3ヶ月ぶりに拡大しています。

再生可能エネルギーの普及のための費用として電気料金に上乗せされている「再エネ賦課金」が引き上げられたことなどが要因で、「電気代」は去年の同じ月から14.7%上昇し、去年1月以来1年4ヶ月ぶりにプラスに転じました。

一方で、厚生労働省が6月24日発表した、毎月勤労統計調査(令和6年4月分)では現金給与総額は295,709円(前月比1.6%増)となった。うち一般労働者が378,533円(2.1%増)、パートタイム労働者が108,952円(2.5%増)となり、パートタイム労働者比率が30.48%(0.62ポイント上昇)となっています。

なお、一般労働者の所定内給与は333,522円(2.3%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,315円(3.6%増)となっています。

いわゆる実質賃金は0.7%減となり、3月の2.1%減から改善したものの、依然マイナスが続いています。物価の高騰に賃金上昇が追いつかない状況が続いています。

3. 労働運動の現状と特徴

(1) 厚労省の組合基本調査では、令和5年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は22,789組合、労働組合員数は993万8千人で、前年に比べて労働組合数は257組合(1.1%)減、労働組合員数は5万5千人(0.5%)減少しています。

また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.3%で、前年より0.2ポイント低下している。女性の労働組合員数は347万3千人で、前年に比べ2千人(0.0%)の増、推定組織率(女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合)は12.4%で、前年より0.1ポイント低下しました。(2) 厚労省が2023年8月に発表した20

22年の労働争議の種類別状況を見ると、「総争議」の件数は270件、総参加人員は53,519人となっており、前年に比べ、件数は27件(9.1%)減、総参加人員は6,870人(11.4%)減となりました。「総争議」の件数は、過去2番目に低く、減少傾向にあり、このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は65件、行為参加人員は1,411人(18.0%減)となっています。

II. 運動の基調

1. 新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。

新自由主義政策による貧困と格差の拡大をなくすために、すべての労働者の雇用安定、労働条件の引き上げをたたかい、生活向上を図ります。組合員一人一人を大切に、人権擁護、労働者の権利確立のために、全港湾としてのたたかう力量を高め職場闘争を強化します。

2. 港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかう。

企業内活動に埋没せず、全国港湾労働組合連合会の強化と港湾における産別運動を強化させるとともに、運輸産業の産別運動強化をすすめます。また、たたかう労働運動を再強化し発展に向け、地域共闘、諸課題別共闘を取り組みます。

3. 戦争法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。

岸田政権による平和憲法の改悪、米国追隨の軍事強化政策に反対し、社会保障の引き下げを許さず、安心のできる社会保障の充実を求め、あらゆる人権の擁護の立場で差別を認めず、原発再稼働や原子力に依存するエネルギー政策に反対し、働く者ための政治を実現します。

4. 大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取る。

組合員の理解と団結の中でたたかき強化していくために大衆路線を堅持し、たたかきをすすめます。また、組合作りを指導できる活動家を育成し、組織拡大を図ります。全港湾の組織拡大が全組合の共同活動として展開できるよう、職場討議をすすめて、創意工夫を凝らした運動を取り組みます。

III. 主な闘争課題とたたかきの基本

今後2年間、次の課題でたたかきます。そのたたかきの基本は以下のとおりです。

1. 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ  
①厚労省の毎月勤労統計調査の令和6年3月分結果確報では、現金給与総額は302,060円(1.0%増)となっています。うち一般労働者が388,858円(1.3%増)、パートタイム労働者が108,305円(2.8%増)となり、パートタイム労働者比率が30.9

3%(0.56ポイント上昇)となりました。なお、一般労働者の所定内給与は329,301円(2.0%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,325円(4.9%増)となっています。

②2025年賃金引き上げ要求および諸要求は、秋年末の中央執行委員会で統一してたたかえる体制を基本に要求額を検討します。

組合員一人一人の切実な要求である賃金引き上げを確実にものとするためにも、地域別最低賃金の引き上げと地域格差是正のための全国一律を求め、企業間格差を打破し、誰もが人並みに生活できるようにたたかかなければなりません。

また、初任給の引き上げについても、24春闘は全国統一要求として位置づけましたが、初任給の引き上げの重要性について、企業へ訴えることができました。今後は賃金引き上げが初任給へ反映できることが大切となります。

全港湾は組合員が結集してたたかえる体制を確立するためにも一律の要求額を基本として、22年労働条件調査も活用しながら、具体的な考え方をまとめ12月9日、10日開催予定の中央執行委員会で確認し職場討議を行ったうえで1月30日、31日開催予定の第46回中央委員会で決定します。

要求書については提出を2月中旬とし、2月下旬にはスト権の確立、3月初旬にはたたかえる体制を確立します。交渉の設定は3月下旬に第1回統一回答指定期及び回答ゾーンを設定し、4月下旬の中央港湾団交の山場と連動した集中交渉日を設定します。

全国港湾での産別制度・政策要求は1月下旬の中央委員会決定しますが、今年も政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめます。

③ストライキの労働関係調整法手続きは、

全港湾の統一要求と全国港湾の産別制度要求は中央本部が一括して申請します。なお、地方・支部での独自要求については、当該地方・支部での申請とします。

④一時金闘争については、地方ごとの要求としてたたくたいです。

(2) 月給制の確立

月給制の確立は、週休二日など時短の取り組みや非正規雇用労働者の常用化の取り組み、長時間労働の抑制などの取り組みをすすめるうえで大変重要な課題です。現行の一月当たりの賃金を引き下げないことはもちろんのこと、月給制導入により労働強化にならないことを基本としてたたくたいです。

(3) 定年延長と高齢者雇用対策

原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長制度を確立します。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。特に港湾職種は2018年協定の「2025年度までに65歳とする」を踏まえ、通減なき延長を目指します。また、厚生年金受給年齢の引き上げが議論されていますが、働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを(労供)目指し、基本的には65歳以上の定年に反対します。

(4) 労働時間短縮

労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「一日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組むこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

①労働時間について

イ、8・7・45体制を順守し、年間1,800労働時間を基本とします。

ロ、8・7・45体制を順守できるように常用労働者の補充に取り組みます。

臨時労働者の就労は、労働組合が行う労働者供給事業の就労を優先させるとともに、労働者供給事業がない場合は

組合の事前承認に基づく就労とします。

ハ、やむを得ず45時間以上の時間外労働を行なう場合は、引き上げ分の割増賃金(法定割増率5割以上)の代わりに、有給の休暇(代替休暇)を取得することを原則とすることで長時間労働の抑制を図ります。

②休日休暇について

イ、すべての産業に対し産別協定に準じた週休二日制を導入します。

ロ、「国民の祝日」及び「メーデー」(5月1日)、「山の日」を休日とします。

ハ、12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。

③時間外労働、深夜労働、休日労働の割り増しと時間外算定基礎分母について

イ、時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を確保し、割増率の引き上げに努力します。

ロ、年末年始の特別有給休日出勤者には日額賃金の割り増し及び精励金を支給し、加えて代休を付加することとします。

ハ、港湾産業においては産別協定に則り、6大港船内、沿岸職種においては時間外基礎分母を149時間とし、その他の港湾、職種については2025年までに149時間とします。その他の産業においては労基法順守を基本とします。

二、法定割増賃金率は「働き方改革関連法」の成立により、2023年4月からはこの猶予が廃止され、中小企業でも月60時間を超える時間外労働について法定割増賃金率が50%以上となりました。引き上げされた割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を取得することで長時間労働の抑制を図ります。

(5) 退職金引き上げ

退職金は、勤続30年1,600万円以上、勤続35年2,000万円以上、勤続40年2,400万円以上、勤続4

5年2,800万円以上を求めます。なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出します。また、退職金の確保(保全)のため、「中退金」加入などを促進させます。

(6) 労災企業補償の引き上げ

死亡・1〜3級4,000万円、4級2,750万円、5級2,360万円、6級2,000万円、7級1,670万円、8級1,800万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に、8級〜14級の補償額引き上げ(到達)を求めます。自然災害においても

労災認定が出た場合の企業補償の支払い(損害保険特約の有無)について確認し、補償に差異がないようにします。

(7) 育児・介護制度の拡充と協定化

育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ(80%以上の補償)を求め協定化を図ります。

(8) ストレスチェック制度の運営と協定化

各地方・支部でストレスチェック制度が労働者に不利益扱いが生じないように、適切な運用が図られるように協定化します。

ストレスチェック制度は、労働者のストレス度や職場のストレス度を分析するものです。

高ストレスと判定された場合、速やかに産業医や保健師に相談する取り組みをすすめます。

また専門的な助言を前提に労使安全衛生委員会に対策議論を行う取り組みをすすめます。

(9) 女性労働者の権利と労働環境整備の確立

あらゆる産業で人員不足が叫ばれる中、物流産業においても性の差別なく採用が求められています。しかしながら大半の職場において、労働環境が整っていません。また、職場でのパワハラ、セクハラも増加傾向にあります。2020年6月には「パワハラ防止法」が施行(中小企業は2022年4月から)され、相談窓口の設置や社内

規定の整備などが義務付けられました。これには平時から相談できる場所を明確にしていくことが求められるため、労使での委員会・協議会などの設置を取り組みます。

また、ILO190条約(職場での暴力とハラスメントの撤廃)の批准を国に求めるとともに、積極的な採用と女性労働者に限らず、ジェンダーを含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めていきます。

(10) 伝染病における休業補償

新型コロナウイルス感染症に対して、休業補償の確立が来ていません。新型コロナウイルスだけではなく所謂伝染病対策として必要なこととなっています。感染の疑いがあるだけで休業を強いられる場合には、基準内賃金保障はもとより、労基法12条に基づく日額保障とし、私傷病協定を締結している地方・支部は協定の適用拡大を図ります。

2023年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ引き下げられましたが、医学的根拠のない引き下げとらえ、休業補償については引き続き取り組みます。

(11) ワクチン接種への対応

新型コロナウイルス感染症に対して、国の予防策として、ワクチン接種が推奨されています。しかし個人によっては様々な理由で接種したくない方もいます。接種については、あくまで個人の意思が尊重されるべきであり、国や企業から押し付けられるものではないと見ます。また、そのことによって差別や偏見が生じる可能性があります。職場や組織内部でそのようなことがないように対応します。

2. 合理化反対、雇用保障の確立

(1) 反合理化闘争の基本

①個別合理化に対して、「第一に雇用・就労に係る案件については事前協議を行う。第二に首切りや一方的な配転を阻止する。第三に権利侵害を防止する。」と

いう反合理化闘争の基本に基づき、たたかいます。

②労働協約が締結されていないか、または「倒産をはじめとした雇用・労働条件に係る問題についての事前協議約款」が労働協約に明記されていない場合、事前協議約款を明記した労働協約の締結をすすめます。

③会社が新規採用する場合、全港湾の推薦する労働者または全港湾による労働者供給事業の労働者の優先採用とします。

(2) 労働組合のおこなう雇用創出としての労働者供給事業の推進

①多くの産業で派遣などの非正規雇用労働者の拡大、港湾における流動性の拡大など雇用の不安定労働者対策のために、労働組合による労働者供給事業は重要となってきています。

これまで取り組んできた港湾労働者、トラック運転手、介護家政職などの労働者供給事業の取り組みは一定の成果が出たことと、本部一括許可によるリスク回避のためにも、本部一括の事業許可を各事業所としますが、各事業所や地方・支部での問題を中央本部が主体的となって議論し、問題点を解決していきながら、有効期限を迎える令和7年までには、完了できるようにします。

また、事業許可が各事業所となっても労働者供給事業を推進し、中央本部指導の下、様々な問題に対し対策を取っていきます。

②日雇雇用保険、日雇健康保険は六大港や一部の地方港でしか活用できていません。また、日雇福祉制度そのものを縮小しようという動きも見られます。労供事業で働く労働者の雇用の安定と生活保障のために、日雇雇用保険や日雇健康保険の活用・継続をすすめます。

これらの労働災害には、一度に3人以上の労働者が負傷する重大災害が2件(いずれも交通事故)発生しています。

(3) 全国港湾安全専門委員会課題

全国港湾運動方針にある、「元請け責任・関与」を明確にした安全・衛生対策の推進を今年度も引き続き、次の取り組みをすすめます。

①熱中症対策や安全体制・装備の導入などについて、元請けによる責任と関与やパトロール活動の強化と「安全の気風づくり」の取り組みを進めることとする。

3. 労働災害防止と福利厚生

の充実強化

(1) 労働災害・職業病防止の取り巻く環境厚労省が2024年5月に発表した、2

023年(令和5年1月から12月まで)の新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除いた労働災害による死亡者数は755人(前年比19人減)と過去最少となりました。休業4日以上の死傷者数は135,371人(前年比3,016人増)と3年連続で増加しました。

業種別では、件数の多い順に、建設業が223人(前年比58人・20.6%減)、製造業が138人(同2人・1.4%減)、陸上貨物運送事業が110人(同20人・22.2%増)、商業が72人(同9人・11.1%減)となっています。

(2) 港湾防災防止協会

2024年6月に報告された「港湾貨物運送事業における労働災害の推移」では、2024年(令和6年)における死亡災害は2人で、前年より1人増加しました。これらの死亡災害は、①突入りハイキューブコンテナを運搬していたヘッドが右折時に横転してフェンス等に衝突し、当該ヘッドの運転者が死亡したものの、②船倉内でブルドーザーを運転して貨物(飼料)をならす作業を行っていた労働者が、貨物に乗り上げた衝撃で操縦席から転落し、無人となったブルドーザーにひかれて死亡したものです。

2023年(令和5年)に発生した休業4日以上の労働災害(会員事業場・協会調べ。以下同じ)は154人で、前年の150人と比べ4人、2.7パーセントの増加となりました。

これらの労働災害には、一度に3人以上の労働者が負傷する重大災害が2件(いずれも交通事故)発生しています。

(3) 全国港湾安全専門委員会課題

全国港湾運動方針にある、「元請け責任・関与」を明確にした安全・衛生対策の推進を今年度も引き続き、次の取り組みをすすめます。

①熱中症対策や安全体制・装備の導入など

について、元請けによる責任と関与やパトロール活動の強化と「安全の気風づくり」の取り組みを進めることとする。

②放射線検診の実施と港湾労働者全員が、安心が実感できるような検診の取り組み。

③差別労災補償制度の確立に向けた取り組み。

④徹底した「本船を含む全港域を視野に置いた安全対策」

⑤海コン運送の安全確保の取り組みを港湾サイドから啓発していく取り組み。

⑥石綿対策として本来の責任当事者である国を含めた「四者（厚労省・国交省・港湾労使）協議」を動かし、救済の具体化を図ることが必要で、本年度は、四者協議を開催して論点整理などの協議から着手し、対策を検討していく。

④全港湾労災職業病対策会議課題

各地方の労職対担当者による労職対会議を開催し、出された課題を中心に、リモート会議など最大限利用し、引き続き議論を行い、全国的な運動として取り組みます。

④企業は労働組合の結成を認めず、切り崩しを図り、団交拒否や不当労働行為、ストライキに対する損害賠償請求を行うなどあらゆる攻撃を強めています。これら権利侵害に対して、地方・支部が一体となって対処しますが、必要に応じて全国闘争を組織してたたかいます。

②不当な解雇攻撃などについては、原職復帰を基本にして、闘争資金を活用し、職場闘争を組織してたたかいます。

③争議分会の早期解決を求めてたたかいます。労働者の権利侵害反対を取り組みます。

④国家権力によって不当に弾圧されている労働者や労働団体があります。これに対しては情報を共有し、共闘出来るものは中央執行委員会と決定された取り組みをすすめます。

①組織犯罪処罰法、所謂「共謀罪」に反対

①「同一労働・同一賃金」

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」が、2021年4月1日から中小企業にも施行されることになりました。主な整備点として、①不合理な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備などですが、働き方が多様化するなか労働組合のチェック機能を高める取り組みをすすめます。

②派遣法改悪反対に引き続き取り組みます。生涯派遣による低賃金労働者の増加、雇用不安をなくす取り組みをすすめます。また、労働者供給事業は職業安定法第45条に基づいて労働組合等のみに認められている事業である意義を継承し、労働者供給事業労働者の拡大と事業の拡充、強化・発展を図ります。

③労働協約の点検・順守と協約点検活動

①全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたかいます。各地方で労働協約の点検を行い、合理化や企業再編、組合員の配転等の人事問題に対する事前協約を明記した労働協約を締結します。

②港湾関係は差別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

③労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。

④中央要求に関する協定は、中央、地方、支部の連署とします。

④顧問弁護士を委嘱します。

④権利闘争の強化のために、引き続き顧問弁護士を委嘱します。

⑤「同一労働・同一賃金」

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」が、2021年4月1日から中小企業にも施行されることになりました。主な整備点として、①不合理な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備などですが、働き方が多様化するなか労働組合のチェック機能を高める取り組みをすすめます。

②全国一律の最低賃金を目指す取り組みをすすめます。

③後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会保障制度の改悪に反対します。

④老後の安心を脅かす公的年金制度の改悪に反対します。

⑤医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりがちなTPPには断固反対します。また、今まで重要5品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易協定（FTA）に反対します。

⑥IR推進法によるカジノリゾート施設に反対します。

⑦新たに改正された、「外国人育成就労制度」について、外国人の労働者としての権利の保護や、人材の育成・確保が適切に図られるよう、制度の円滑な施行を求めています。

外国人労働者の技能実習制度にかわり、新たに育成就労制度を設けることを柱とする改正出入国管理法などが、6月14日参議院本会議で賛成多数で可決・成立しました。

また、育成就労制度の導入により永住許可を取得できる外国人が増えることが予想されるとして、改正法には永住許可の取り消しに関する要件が追加されました。要件としては、故意に納税や公的保険料の納付を怠った場合や在留カードの常携帯といたした入管法の義務に違反した場合、刑法に違反した場合などに永住許可を取り消すことができるとしていますが、新しい制度の実効性の確保に向け課題もあり、運用についても時の政府の方針で変更ができ、あいまいで広範な裁量を与えるものだと懸念も上がっています。

⑧育児・介護休業法改正と男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約の締結を地方・支部単位で締結します。

⑨公共事業や行政の発注する業務が、入札制度によって過度のダンピング料金が横行し、まともな労働条件の確保さえできない事態が起きています。労働条件を確保できる料金を確保するとともに、労働者の権利を侵害し、労働組合を敵視する労務政策や不当労働行為を行うような悪質企業を排除するための公契約条例の制定を目指します。

⑩政府は、現在使われている健康保険証を2024年の秋に廃止し、マイナンバーカードへ一体化した形に切り替えると発表しましたが、問題ばかりです。オンラインでの利用が前提となっていたため、離島や山間部は通信インフラが整っていない所も多くあり、マイナ保険証は利用できません。

また、マイナ保険証の問題の1つとして、保険証とマイナンバーカードは目的が違うのに、それを整理しきれないまま国は一体化させようとしていることです。さらには、政府のシステムに対する不信任感から、個人情報の流出が懸念されています。

実際に、政府関連システムから個人情報流出した恐れがあるトラブルが多数報告されています。

本来、マイナンバー・マイナンバーカードとは、個人に社会保障制度を円滑に給付するシステムであり、正に国民の最大のメリットであり、しかし同時に重要なことは、国民の崇高な個人情報の管理とセキュリティが最大の課題であり、その議論が、全く見えてこない事が問題であります。

我々は、マイナンバーカードそのものに反対をしているのではなく、政府の手法と個人情報の扱い方に疑問を持ち反対をしています。そのことが明確にならない以上、マイナンバーのカード化には引き続き反対をします。

⑪安心・安全が担保できないライドシェアの導入に反対します。

⑫機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と人を裁くという心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。

⑬検察審査員は国民の監督下にないことや検察審査員選任に異議申立てができない、不服請求を裁判所や検察審査会に出せないなど、裁判員に比べ極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。

⑭デジタル庁の個人情報集中管理により、国家による監視社会化がすすんでいきます。個人の自由やプライバシー侵害につな

がらないように、厳格運営並びに厳罰化の法整備を求めます。

## 6. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい

① 憲法改悪反対

自民党改憲案の真の狙いは、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定する憲法9条1項2項の空文化を狙うものです。自衛隊の憲法明記は、集団的自衛権の行使が違憲ではないことを憲法上明確にする趣旨であり、これまで国是としてきた専守防衛、非核三原則などの変更にもつながっていくものです。このような憲法改悪を許せば、日本が、戦争をする国、すなわち軍事大国への道を突き進むことになりま

す。全港湾は全力を挙げて憲法改悪に反対します。また、最低投票率の問題や資金力で広告の量が左右される問題など重大な欠点を放置したまま成立となった国民投票法に反対し、護憲大会の参加など積極的に取り組みます。

② 戦争法の早期廃止

専守防衛を拡大解釈しての、集団的自衛権の行使容認は明らかに憲法違反です。すべての戦争法の早期廃止を取り組みます。

③ 辺野古新基地建設反対

アメリカに追随し、戦争のできる国づく

りをするための日本での新基地建設に反対します。埋め立て工事に反対し、現地への支援や全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬出入反対など引き続きたたかいます。

④ 反基地闘争、日米安保反対港を兵站基地にさせない、仲間を戦争の被害者にも加害者にもさせない取り組みの強化が求められています。

米軍新基地建設や自衛隊の軍事強化に反対するとともに、米国の言いなりとなる根源ともいえる日米安保条約を破棄する取り組みをすすめる、沖縄平和行進に青年部を

## 5. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

① 大企業優遇の政策をやめさせると同時に国民の負担が増加する消費税に反対します。

② 新たな制度では、外国人の人權に配慮し、「転籍」が認められ、業務分野が同じであれば本人の希望で別の企業などに移れるようになります。ただしこれは、企業など受け入れ側にとって人材確保につながるメリットがある一方、負担も大きくなりま

また、育成就労制度の導入により永住許可を取得できる外国人が増えることが予想されるとして、改正法には永住許可の取り消しに関する要件が追加されました。要件としては、故意に納税や公的保険料の納付を怠った場合や在留カードの常携帯といたした入管法の義務に違反した場合、刑法に違反した場合などに永住許可を取り消すことができるとしていますが、新しい制度の実効性の確保に向け課題もあり、運用についても時の政府の方針で変更ができ、あいまいで広範な裁量を与えるものだと懸念も上がっています。

⑧ 育児・介護休業法改正と男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約の締結を地方・支部単位で締結します。

⑨ 公共事業や行政の発注する業務が、入札制度によって過度のダンピング料金が横行し、まともな労働条件の確保さえできない事態が起きています。労働条件を確保できる料金を確保するとともに、労働者の権利を侵害し、労働組合を敵視する労務政策や不当労働行為を行うような悪質企業を排除するための公契約条例の制定を目指します。

また、育成就労制度の導入により永住許可を取得できる外国人が増えることが予想されるとして、改正法には永住許可の取り消しに関する要件が追加されました。要件としては、故意に納税や公的保険料の納付を怠った場合や在留カードの常携帯といたした入管法の義務に違反した場合、刑法に違反した場合などに永住許可を取り消すことができるとしていますが、新しい制度の実効性の確保に向け課題もあり、運用についても時の政府の方針で変更ができ、あいまいで広範な裁量を与えるものだと懸念も上がっています。

⑪安心・安全が担保できないライドシェアの導入に反対します。

⑫機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と人を裁くという心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。

⑬検察審査員は国民の監督下にないことや検察審査員選任に異議申立てができない、不服請求を裁判所や検察審査会に出せないなど、裁判員に比べ極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。

⑭デジタル庁の個人情報集中管理により、国家による監視社会化がすすんでいきます。個人の自由やプライバシー侵害につな

がらないように、厳格運営並びに厳罰化の法整備を求めます。

## 4. 労働者の権利確立と組織攻撃に対するたたかい

① 組織攻撃や不当弾圧に対するたたかい

①企業は労働組合の結成を認めず、切り崩しを図り、団交拒否や不当労働行為、ストライキに対する損害賠償請求を行うなどあらゆる攻撃を強めています。これら権利侵害に対して、地方・支部が一体となって対処しますが、必要に応じて全国闘争を組織してたたかいます。

②不当な解雇攻撃などについては、原職復帰を基本にして、闘争資金を活用し、職場闘争を組織してたたかいます。

③争議分会の早期解決を求めてたたかいます。労働者の権利侵害反対を取り組みます。

④国家権力によって不当に弾圧されている労働者や労働団体があります。これに対しては情報を共有し、共闘出来るものは中央執行委員会と決定された取り組みをすすめます。

①組織犯罪処罰法、所謂「共謀罪」に反対

②「同一労働・同一賃金」

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」が、2021年4月1日から中小企業にも施行されることになりました。主な整備点として、①不合理な待遇差の禁止、②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備などですが、働き方が多様化するなか労働組合のチェック機能を高める取り組みをすすめます。

③後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会保障制度の改悪に反対します。

④老後の安心を脅かす公的年金制度の改悪に反対します。

⑤医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がりがちなTPPには断固反対します。また、今まで重要5品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易協定（FTA）に反対します。

⑥IR推進法によるカジノリゾート施設に反対します。

⑦新たに改正された、「外国人育成就労制度」について、外国人の労働者としての権利の保護や、人材の育成・確保が適切に図られるよう、制度の円滑な施行を求めています。

中心に積極的に取り組みます。

(5) 教育の反動化反対
教育の反動化に反対し、国民主権・人権尊重・平和主義の憲法理念にのっとった教育を求めていき、教育への国家統制強化の道を切り開くために、安倍政権下ですすめられてきた、教育基本法の改悪に反対します。

(6) 脱原発、原発再稼働反対
福島原発事故で核と人類は共存できないことが証明されている中、二度と同じ過ちを繰り返してはなりません。原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める取り組みをすすめます。また、福島原発事故による自主避難者や帰還困難区域避難者への国の責任による賠償の継続を求め、震災復興支援の拡充を求めていきます。

福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フクシマ連帯キャラバン」行動を積極的に取り組みます。

東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換を求めてJCOC集会を取り組みます。

(7) 環境破壊反対
原発以外のエネルギーにシフトする中で、ただ単に石炭火力発電所の休・廃止を中心にするだけでは環境は保てません。地球温暖化の影響は全世界で起きており、乱開発や公害の発生、大量生産や大量消費、食品ロスも大きな問題です。このような破壊的ともいえる社会システムを見直し、同時にあらゆる産業に対する「公平な移行」が必要不可欠であることを認識し、自然環境を保護し、環境破壊反対と持続可能な開発目標SDGsの取り組みに賛同し、ペーパーレスなどできることから取り組みをすすめます。また、再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用に向けた取り組みを促進します。

(8) 監視社会化による人権侵害反対、秘密保

護法廃止

秘密保護法は、国民の知る権利を大幅に制限するものです。そして暴対法改悪、暴排条例制定では、「反社会的」と断定されれば、様々な団体に対する弾圧が出来ることと意図されているだけでなく、現実に行われています。治安管理強化の名のものと監視社会化、人権侵害に反対します。

(9) 差別反対、人権擁護
人権侵害が横行しています。現在の日本には被差別部落、原爆被爆者、障がい者差別、アイヌ民族、在日外国人などの民族差別、人種差別、あるいは男女差別など差別に苦しむ人々が多数存在しています。また、職場におけるパワハラやセクハラも増加傾向にあります。さらにはヘイトスピーチなどが国際的にも社会問題となっており、全港湾は職場をはじめとする社会に存在するすべての差別に反対し、ジェンダー平等の社会を目指してたたかいます。

7. 選挙闘争の取り組み

(1) 国民主権、正しい三権分立を確立し、全港湾の方針を実現するために以下の課題のもと、積極的に選挙闘争を取り組みます。

- ①国民が安心・安全に暮らせるために、社会保障の充実を取り戻し、原子力発電所の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争を取り組みます。
②労働法制の改悪、大企業偏りの政治政策から脱却し、過重労働をなくして生活が営める社会経済を取り戻すため、労働者目線に立つ候補者を推薦して労働者階級の拡大を取り組みます。
③日米地位協定を破棄させ、憲法改悪を阻止し、政府が強行する辺野古新基地建設を阻止して、対話による国際貢献と世界平和実現を目指すための選挙闘争を取り組みます。
④個人情報管理し、監視社会を企む政府を打倒し、国民に広く公正・公平な社会の実現のために選挙闘争を取り組みま

す。

⑤岸田自公政権を打倒する為、野党共闘を強化し、地方自治体選挙ならびに国政選挙のたたかいを強化します。

(2) 国の港湾政策は我々にとって大変重要です。港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を通じて、全港湾政策推進議員懇談会へ加盟する議員を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組みます。

国民の一番の武器でもある選挙権を行使すれば国民主権、正しい三権分立を確立できるはずですが、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争に全力を挙げて取り組みます。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 情勢とたたかいの現状

(1) 日通総研のレポートによると、輸出の2023年度は1・6%の増加、2024年度も1・6%増とプラスの見通しで、7〜9月期は4〜6月期(1・0%減)から、3四半期ぶりのプラスに転換し、下期については、上期からプラス幅が拡大し、2%の増加が見込まれるとあります。一方で、米国向けは7〜9月期に増勢が拡大し、EU向けも前年度水準近く・小幅増で底堅く推移し、アジア向けはマイナス幅が1桁台に改善も、中国向けは2桁台の減少が続くとなっています。品目別では、自動車部品は米国向け・EU向けの荷動きが7〜9月期に回復も、中国向けは2桁台のマイナスで推移、ASEAN向けも9月まで水面下の荷動きを脱しきれない状況となっています。

2024年度は1・6%増と2年連続のプラス、前年度と同程度の水準の増加になると見込んでおり、要因として自動車部品は、車載半導体不足の解消や工場生産の正常化・拡大を受けて、活発な荷動きになるとされていますが、世界経済の減速拡大や、米中対立激化に伴う供給網混乱による

下振れ可能性もあるとされています。また、米東岸港湾労使交渉の難航やパナマ運河通航規制の長期化に伴う、海運混乱・港湾混雑の再発も懸念されています。

(2) 国土交通省による2022年のコンテナ取扱量に基づく世界の港湾別ランキングは1位が上海(中国)・・・31,500万TEU、2位がロッテルダム(オランダ)・・・9,938万TEU、3位がシンガポール・・・29,069万TEU、4位が香港(中国)・・・25,867万TEU、5位がニューヨーク/ニュージャージー(米国)・・・19,22万TEU、6位が深圳(中国)・・・22,602万TEU、続いて、青島(中国)・・・17,040万TEU、広州(中国)・・・16,685万TEU、釜山(韓国)・・・14,970万TEU、天津(中国)・・・14,455万TEUと中国が上位を占めています。

日本では、46位に東京港が4,430万TEU、続いて、70位で横浜2,979万TEU、72位で神戸港2,890万TEU、78位に名古屋港2,680万TEUとなっています。

(3) 国土交通省は、本年2月に「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会最終とりまとめ」を公表しました。そこには国際コンテナ戦略港湾政策の政策目標として、国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを提供させることで、我が国のサプライチェーンの強靱化を図り、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマシメントに貢献するとされています。

また、基本的な取組方針として、①「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱の取組を引き続き強力に推進。②国際基幹航路の維持・拡大に関する国・港湾管理者・港湾運営会社等と荷主との連携・協力体制を構築。③物流の2024年問題、労働力不足、脱炭素、サイバー攻撃への対応等を踏まえ、国際コンテナ物流のDX、GXを加速するとともに、情報セキュリティ対策を

強化。④各種データの充実や、データ収集・分析の取組を強化。を上げています。

主な施策としては、「集荷」として、北米・中南米地域向けの貨物を中心とした、東南アジア等からの広域集貨に向けた輸送ルート構築、コンテナターミナルの一体利用の推進。「創貨」として、国際トランシップ貨物にも対応した、流通加工・再混載等の複合機能を有する物流施設の立地支援及び物流手続きの円滑化。「競争力強化」として、水深・大規模コンテナターミナルの形成、国の主導による生産性向上と労働環境改善に資する荷役機械等の技術開発及び実装等によるDXの推進とあります。

特に集荷には、物流の2024年問題を踏まえた、内航フェリー・RORO航路や海上コンテナ専用列車(ブロッコトレイン)等の多様な輸送モードの活用を目指すとのあります。

(4) 港から離れた内陸部に通関物流基地として設置され、輸出入貨物の通関機能と保税機能を併せ持つインランドデポが新潟県や東関東、各地で作られています。港湾の職域・業域が失われる政策には明確に反対し、地域での雇用保障を第一に取り組みむ必要ががあります。

2. 闘争課題とたたかい方
港湾政策並びに港湾産別制度については、主要港湾だけの問題と捉えず、地方港湾での産別運動に対する重要性を認識し、港湾産別に資する全港湾としてのたたかいをすすめます。そのうえで、全国港湾に結集し「魅力ある港湾労働」確立のために取り組みをすすめます。

(1) 全港湾の闘争課題とたたかい方
①能代闘争問題
国土交通省や厚生労働省、秋田運輸支局、あらゆる行政機関と連絡を密にしなから、能代運輸の動向を抑えていく取り組みが必要となります。秋田という一つの港の問題ととらえず、あらゆる港に波及する問題として、全国闘争と位置づ

け、地方・支部と連絡を密にしなから、雇用・就労闘争に取り組みます。
②指定事業体問題
21春闘覚書、22、23春闘協定の履行を求めて労使事務折衝を数回行ってきましたが、履行はもとより、具体的な内容も協議できていません。24春闘では、前記の協定履行を求め、交渉をすすめてきましたが、日検だけが「地域職員採用制度」を用いて「協定は履行している」と言い張るなど、春闘協定そのものを理解していない状況です。24春闘協定では履行と本体への採用を確認してはいますが、全国港湾指定事業体部会との連携を図りながら、あきらめることなく、本体への採用を求めていきます。

③石炭火力発電老朽化施設の休廃止問題
24春闘での中央行政交渉や、中央港湾団交で、政労使による連絡会を設置することを合意しました。早急に連絡会の開催を求め、職場と雇用をどう守っていくのか、雇用保障が必要なのかなど、組合員の意見を反映しながら、一層具体的な交渉をすすめていきます。
また、全港湾議員懇話会を活用し、雇用確保の「公正な移行」実現に向けた政策実現協議をすすめます。

④横須賀新港ふ頭フェリー就航問題
ようやく4者協議を開催することができましたが、港湾の職域と就労をめぐる議論ができていません。まずは、フェリー事業者と港湾事業者の交渉を注視しながら、4者協議を使って取り組みをすすめていきます。
⑤RTG遠隔操作化事業導入問題について
全港湾はRTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制的合理化に反対する取り組みをすすめます。

⑥三島川之江港の指定港化について

長年指定港の基準を満たしていながら「地元理解が必要」とできなかった国の責任を追及しながら、全国の指定港の秩序が乱れないようにするために、正当な指定港化の実現に向け、地元四国の協議の経過を見ながら本部レベルでの協議を検討し解決を図ります。

⑦ 高速道路ETC専用化問題について

2020年7月に国土交通省は、2030年度に高速道路の全線の料金所をETC専用化にする計画を打ち出しました。現在、各所でETC専用化の実証実験が行われており、料金収受業務に就いている組合員の雇用喪失が予想されています。ETC専用化をただ反対するだけではなく、政労協定を活かし新たな職場を創出させるために、政労協定の窓口となっている交運労協を加えた国交省交渉を取り組みます。

(2) 全国港湾の闘争課題とたたかい方

全国港湾の闘争課題とたたかい方  
全国港湾の議案書参照

V. 海コン・トラック・バス・タクシー労働者のたたかい

1. 情勢とたたかきの現状

(1) トラック協会が5月に発表した「トラック運送業界の景況感(速報)」によると、トラック運送業においては、燃料コスト高、物価高等の原価上昇、人材確保が困難等、厳しい経営環境にあるなか、運賃・料金の水準は改善基調を維持したものの、輸送数量の悪化等により、業界の景況感は▲26・0(前回▲17・7)と8・3ポイント悪化したとあり、来期見通しは、輸送数量減少等の見込みを反映して、▲30・2(今回▲26・0)と4・3ポイント悪化する見込みであるとしています。

(2) 「第13回国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」が3月に開催され、議題①国際海上コンテナの横転事故等の発生状況、議題②国際海上コンテナの陸上運送の安全確保に係る調査結果・優良事例、

議題③令和5年度の取り組みなどが議論されました。

(3) トラック運送業については、間近に迫る「2024年問題」も踏まえ、ドライバーの賃上げ原資となる適正運賃を収受できる環境の整備が急務として、国土交通省は、本年6月にまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、トラックの標準的運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主等に適正に転嫁できるように、所要の見直しを図ることとされました。

概要として今般の見直しにあたっては、国土交通省において、昨年8月より、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」を計3回開催し、同年12月、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等を見直しの柱とする提言を公表しています。当該提言を踏まえた告示の見直し案について、本年1月10日付けで運輸審議会へ諮問し、同審議会における審理及び2月29日付けの同審議会からの答申を踏まえ、新たな運賃を告示しました。

また、一般トラック事業者による「標準的な運賃」の届出率は、2022年3月末現在で46・0%となり、前年に比べて5・2倍に増加しています。また、2023年の届出状況は、2万7697者となり、全事業者に占める届出率は48・6%となっています。

(4) 公正取引委員会は、2023年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果として、注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳は、「協同組合」、「建築材料・鉱物・金属材料等卸売業」、「化学工業」が上位で、注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳は、「買いたたき」、「代金の支払遅延」、「代金の減額」が順位付けされました。

優越的地位の濫用事案の処理状況については、14件の注意を行い、注意の業種は「協同組合」(農産物の販売事業等を営む協同組合)、道路貨物運送業、食料品製造業、プラスチック製品製造業、金属製品製造業などが含まれています。

「日本版ライドシェア」が導入され、タクシーが不足している地域や時間帯に絞って導入されますが、国交省がまず地域を明示して許可したのは4区域です。具体的には、①東京都の23区、武蔵野市、三鷹市、②神奈川県横浜市、川崎市など、③愛知県の名古屋市、瀬戸市など④京都府の京都市、宇治市などなっています。

場所によって運行できる時間帯や曜日が多くなっており、国交省が配車アプリのデータをもとにタクシーの需給状況を分析して選びました。加えて5月をめぐりに8区域が解禁される見通しです。具体的には、札幌市とさいたま市、千葉市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市の周辺を含む各地域の交通圏、仙台市です。4月中に運行可能な曜日や時間帯が決まる予定です。

「ライドシェア」については、一般のドライバーが自家用車を使って有料で客を送迎する形態で、運転免許証があれば誰でも始められるため、運転技術に差があり、安全性が担保されていないとの懸念があります。

また、タクシー労働者の影響が大きく、「ライドシェア」の普及は、タクシー労働者の労働条件を悪化させる可能性があります。特に、自家用車を使う素人ドライバーによる有償旅客運送は、タクシー労働者にとって競合となります。そして法的問題です。「ライドシェア」の実施は、現行の道路運送法上で違法であるとの指摘もあり、また、通達においても抽象的な基準が設定されていることから、法治主義の観点から問題があるとされています。

(1) 国交省が定めた各種政策の実効性を求

2. 闘争課題とたたかい方

(2) 若手幹部の育成  
全港湾は世代交代もすすみ、組合業務

め、中小企業に必ず反映させる為に、地方運輸局単位の行政交渉を強化します。

(2) 中央の海コン・トラック(バス・タクシ

1) 合同会議を中心に、情報の共有と学習を行ない中央行政への要請行動を強化します。

(3) 地方・支部・分会単位で、労働者の労働条件の向上に繋がるよう、制度政策を中心とした交渉の強化をすすめます。

VI. 組織の強化と拡大

1. 組織の強化について

(1) 大衆路線に基づく組織運営

①組織運営にあたっては、異なる意見にも討論を通じて理解を求め、組合員を排除することなく大衆討議に積極的に参加できる体制を作り、組合員すべてが団結できる集団指導を原則に民主的に運営します。

②たたかいを組織するにあたっては、問題認識や過去のたたかいの総括について徹底的に職場討議を行うなど、大衆討議を重視して組合員全体の意思統一を図り、戦術などの闘争体制を確立します。決定した方針については組合員全員が堅持し、その完全実施を図ります。

③全港湾の方針に合致する地区の共闘組織が主催する会議や集会などには、自らの行動力の強化と地域運動の昂揚のために積極的に参加します。

④文化活動やレクリエーション活動を積極的に取り入れ、仲間意識や組合の団結を強化します。

⑤新型コロナウィルスの影響は組織運営にも支障をきたしています。組合民主主義の基本を守りながら、有事や緊急時の組織運営をすることが求められているため、今後も環境を整えるとともに会議運営やリモートの使い方を工夫し、スムーズな会議運営に取り組みます。

が専従者・非専従者問わず役員に集中する傾向にあります。将来を担う活動家になるべき若者に様々な組合活動を経験させることも、それを職場から支える体制をつくりまします。

(3) 学習活動と教宣活動の充実

①中央労働講座を全港湾の将来を担う活動家養成の場として位置付けて取り組みます。

②地方・支部では、労働組合や労働法の基本的学習や労働者ならびに国民的課題、反戦・反核、平和問題、第4次産業革命問題など情勢と組合員の要望に合わせた学習を行なうようにします。数支部がまとまって学習会が開催できる場合はまとめて開催し、できない場合は支部ごと開催します。また、地域の労働講座などを活用して学習活動をすすめます。必要によっては中央役員が参加します。

③秋年末オルグは2024年秋年末闘争並びに2025年春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大などを重点に10月中旬から11月を基本として要請を受けた地方・支部と調整を図りながら具体的取り組みについては中央執行委員会で確認します。

④機関紙「港湾労働」は全港湾の活動を教宣する重要な役割を持っています。また、「ブレイクタイム」も新たな教宣物として定着をしました。それぞれの用途に応じた紙面づくりによって組合員への教宣強化を図ります。

⑤春闘や一時金闘争などの重要なたたかいは、活動があった場合には「全港湾FA Xニュース」を適時発行します。

⑥インターネットを活用した教宣活動については、ホームページも含め組合員のニーズに応じた取り組みをすすめます。

(4) 調査活動  
最低賃金や時間外算定基礎分母、週休二日制、定年制など、現状の組合員の実態を調査(港湾・トラック・一般職)すること  
が運動として求められますが、調査活動に

時間を費やせないのが現状です。どうやれば調査活動に取り組めるのか検討をすすめます。

(5) 青年(女性)部、退職者の会の結成と育成

①労働組合にとって、青年労働者は組織の継承発展の礎であるとともに、若々しいエネルギーは組合活動の活性化と組織の強化にとって重要です。青年労働者に主体を持たせた青年対策交流会議を開催し、青年労働者にとって魅力ある組合活動となるべく推進していきます。

②退職者の会、女性の会の結成を地方・支部単位で取り組みます。

(6) 対策会議の設置  
今年度も次の対策会議を設置して運動の強化を図ります。地方港対策会議、港労法対策会議、検数対策会議、トラック対策会議、海コン対策会議、労災職業病対策会議、本四架橋対策会議、労供対策会議、青年対策会議、その他必要に応じての対策会議の設置は中央執行委員会にて検討し決定します。

(7) 組織部会の検討課題  
運動強化を中心に引き続き組織部会を開催し、財政運営の在り方や役員員の賃金体系、処遇改善などを協議します。

2. 組織の拡大について

いま、国や資本主義社会は「働き方改革」や「第4次産業革命」の名のもとに労働者の分裂を狙っています。労働者が生活を守り労働条件を向上させていくには、労働者が団結し、労働組合に結集していく以外に方法はありません。しかし、労働組合がこれ以上組織率を低下させ、全港湾も組織人員減少を許している、労働組合全体の力量は大きく低下せざるを得ません。組織の拡大、労働組合の拡大、組合員の増加は労働組合にとって極めて重要な課題です。全港湾が労働組合の再生の先頭に立つという決意で組織拡大を取り組まします。

(1) 港湾、倉庫、通運、海コン、トラック、バス、タクシー労働者をはじめとして、建

設、介護など様々な産業の労働者、派遣・パート労働者など、非正規雇用労働者を含むすべての労働者を対象とします。

(2) 組織拡大の体制

① 地方・支部に組織拡大対策委員会を設置し、執行部はもちろんのこと執行部以外の活動家や組合員を動員して組織拡大に取り組みます。

② 組織拡大にあたっては、退職者の補充や企業内の未加入労働者、関連企業の労働者、仕事上の関係のある労働者、地域の上部団体を持たない労働組合などに重点を定めて計画的に組織拡大を図ります。

③ 労働相談から争議指導のできるオルグ活動家の要請を図ります。

④ 退職者に労働相談員をお願いするなど、退職者や組合を退任した先輩との連携を含めて組織拡大に取り組みます。

⑤ 中央の組織部会では、組織拡大をすすめるうえでの問題点の解決策や組織拡大の基本戦略など、抜本的な検討をすすめます。

数料として支払われます。また、共済契約に関する事務手続きを円滑にするため、こくみん共済coopより必要最小限の範囲において個人情報提供を受けます。

## Ⅶ. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

### 1. 共闘の強化について

- ① 全国港湾の強化
  - ① 全国港湾の強化については、単一化を基本としつつ、連合体強化をすすめます。
  - ② 港湾労働者の雇用と職域確保のために文字通り、全国の港湾労働者が結集できる組織を目指します。6大港と地方港のそれぞれの意見が反映できる組織体制、組織人員に比例した役員・代議員の割り当てなどを基本に組織が強化できるような規約・運営づくりを目指します。
  - ③ 連合体の産別運動を充実させるために、交渉力を強化し、協定適用率を拡大し、協定を順守させる統制力を持たなければなりません。企業別運動の視点を払拭する努力をしていきます。
- ② 交運労協の強化
  - ① 交運労協は政策要求を中心に活動をしています。全港湾の運動方針を堅持しながら、交運労協の運動に参加し、すべての労働者の生活上の要求を前進させるとともに組織強化に努力します。
  - ② 交運労協とITF-JC（国際運輸労働者連帯日本協議会）は2003年に統合し、全港湾は交運労協内のITF未加盟組合（全港湾を含む7組合）とともにMSGを形成し加盟しました。引き続きMSGとして運動の前進と交運労協国際局とも協力をして国際活動をすすめます。
- ③ その他の共闘組織
  - ① 2009年12月に結成された海員組合と全国港湾・港運同盟による日本海員港湾労働組合協議会（海港労協）は、FOCキャンペーンでの取り組みの問題か

ら、現在、海員組合との共同行動を凍結しています。一方で各地区港湾は行動を模索し、海員組合との関係修復に向けての取り組みも行っています。FOC・P OCキャンペーンの取り組みは雇用闘争として重要な課題であることから引き続き取り組みをすすめます。

② 全港湾、全国一般全国協、全日建連帯の三単産共闘を引き続き取り組み、中央における中小企業労働者や非正規雇用労働者の立場からの政策要求、労働法制改悪反対、反戦平和、労働組合への弾圧反対など、中央・地域における共闘をすすめます。

(4) 地域共闘

① 地区労組織が解散せずに継続されているところは地方・支部単位で、その運動を支持し、地域運動の発展に努力します。反基地・反戦平和運動に取り組み「平和運動センター」が組織されているところについても、その運動に積極的に取り組みます。

② 春闘や中小労働運動など課題別に全港湾方針と一致するものについては、地域で

の共闘関係をつくりあげ、地域の運動の強化に努力します。

(5) 民主団体との提携

次の民主団体との提携を深め運動の強化に努力します。また、その他必要に応じて新たな民主団体との提携については、中央執行委員会にて協議し決定します。

① フォーラム平和・人権・環境（平和フォーラム）

② 部落解放中央共闘会議

③ 中央社会保障推進協議会

④ 石綿対策全国連絡会議

2. 国際連帯について

新自由主義を世界規模へと導くグローバル化への対峙と北東アジアでの友好・連帯のためには労働者の国際的な連帯行動がますます重要となっています。とりわけ、規制緩和、民営化、カジュアル（日雇）化、自動化・機械化とたたかう港湾労働者の国際連帯を強化します。また、下記以外の新たな国際連帯については中央執行委員会で協議し決定します。

(1) ILWU（国際港湾倉庫労働組合）、M

(2) 選挙闘争は、日常闘争を大切に、地方

・支部ごとに全港湾の方針に一致する候補者を推薦したたかいます。

(3) 国会や各省庁への要請・陳情・請願等の行動、各種委員会での発言など全港湾の運動方針に基づく、政策推進活動を行うために、「全港湾政策推進議員懇談会」を積極的に活用し、運動をすすめます。

政府が、国家権力の名の下で、大企業優先の優遇政策を進める現状の中で、中小事業者の企業基盤を守り、労働者の職域・雇用を守る事は、非常に難しく、難しいと言わざるを得ません。ある意味、労使の力の限界でもあります。私たちが今後、対峙しなければならない相手は、企業ではなく政府であります。重要な労使課題については、更に労使が一体になり、加えて国会議員の力が不可欠であります。

また同時に、想定される解散総選挙においては、政権交代を視野に入れ健全野党の勝利を目指す取り組みをすすめます。

以上

# 2024年秋から年末にかけての闘争方針(案)

## I. はじめに

2024年秋から年末にかけての闘争方針は24-25年度運動方針を基本として、次の事項をたたかいます。

## Ⅱ. 冬季一時金闘争

2024年秋から年末にかけての闘争方針は24-25年度運動方針を基本として、次の事項をたたかいます。

1. 要求額は昨年同期の率・額以上を地方ごとに決定し、要求します。
2. 要求書提出は11月上旬とし、地方ごとに行います。
3. 解決目標は11月下旬とします。
4. 各地方はスト権確立の確認を行い、闘争体制を確立し、中央と連携を図りながらストライキを含む有効な戦術を行使してたたかいます。

## Ⅲ. 労働条件の引き上げ

2024年度は、次に掲げる要求項目（具体的な内容については、2024年度運動方針に記載）をまだ獲得していない地方・支部は最優先課題として交渉をすすめます。

1. 労働時間短縮
- ① 労働時間について
  - ・ 8・7・45体制を順守し、年間1、800労働時間を基本とします。
  - ・ 8・7・45体制を順守できるように常用労働者の補充に取り組みます。
  - ② 休日休暇について
    - ・ すべての産業に対し産別協定に準じた週休二日制の導入をすすめます。
    - ・ 「国民の祝日」及び「メーデー（5月1日）」、「山の日」を休日とします。
    - ・ 12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。

③時間外労働、深夜労働、休日労働の割り増しと時間外算定基礎分母について

- ・時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を確保し、割増率の引き上げに努力します。
- ・年末年始の特別有給休日出勤者には、日額賃金の割り増し及び精励金を支給し、加えて代休を付加することとします。

・港湾産業においては産別協定に則り、6大港船内、沿岸職種においては時間外算定基礎分母を149時間とし、その他の港湾職種については2025年までに149時間とします。その他の産業においては労働基準法順守を基本とします。

2. 定年(雇用)延長・退職者の補充  
原則65歳までの定年延長を求めますが、遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応する定年延長制度を求めます。定年延長にあたっては身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。

また、厚生年金受給年齢の引き上げが議論されていますが、働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを目指し、基本的には65歳以上の定年に反対します。

3. 退職金の引上げ

退職金は、勤続30年1、600万円以上、勤続35年2、2000万円以上、勤続40年3、4000万円以上、勤続45年4、8000万円以上を求めます。

なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出します。また、「中退金」加入などにより退職金の確保(保全)を求めます。

4. 労災企業保障の引上げ

死亡・1〜3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、14級130万円とします。

また、頻発する自然災害に対処するために、労働者の安全を前提とした「地区港」単位の防災マニュアルを作り日常的な訓練を含め、職場の安全に万全を期すことを求めます。

5. 労働協約の締結  
(1) 全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたくたいです。

(2) 港湾関係は産別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

(3) 労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。中央要求に関する協定は中央・地本・支部の連署とします。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 港湾施策に対する取り組み  
全国港湾の秋年末中央行動での要求に地方ごとの課題を反映させるよう取り組みとともに、次の政策課題を中心に取り組みます。

また、地方ごとに港湾管理者、地方整備局、港湾運営会社に対し、港湾政策に関する申し入れ行動を取り組みます。

(1) 老朽石炭火力発電所の休・廃止に対する職域・業域の確保を取り組む。

(2) 港頭地区における物流施設やインフラポートに対して、港湾の「職域・業域」として着目し、港湾労働法の全港・全職種適用や港湾運送事業への一般派遣の禁止を対抗措置・政策措置として適用させるよう取り組み。

(3) 職域・業域の確保や港湾労働秩序を守るため、「全港湾政策推進議員懇談会」の更なる充実を図り、政策課題を「政・労・使」を形成して取り組み。

(4) 国交省による「港湾労働者不足アクションプラン」での港湾運送事業法の一部改正

に対して設置された、「特定限定許可に係る運用状況検討委員会」を中央だけのものとせず、地方運輸局ごとに設置させる取り組みをすすめる。

2. 地区団交権の確立  
中央産別協定での協定内容を全港・全職種適用させるためにも、地区団交権の確立を中央・地本と目指します。

V. 海コン・トラック・バス・タクシー労働者のたたかい

1. 海コン安全運送法(仮称)  
海コン安全輸送法(仮称)を国内における安全輸送の根幹と位置付け速やかに再上程させ、成立させるよう取り組みます。

2. 制度政策要求の取り組み  
具体的な要求事項に関しては、2024-25年度運動方針に基づき、秋年末に海コン・トラック(バス・タクシー)合同対策会議を開催し検討します。

合同会議で取りまとめられた政策要求をもとに、各地方での海コン・トラック部会などの開催し、25春闘解決後には地方運輸局や労働局に対し要請行動を行ないます。

VI. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

2024-25年度運動方針の労働者並びに国民的諸課題を基本として取り組みをすすめます。

VII. 平和と民主主義を護るたたかい

1. 平和憲法を守る運動を積極的に取り組むとともに、第61回護憲大会に参加します。

2. 反基地闘争、在日米軍の再編・強化に反対する取り組みを強めます。辺野古新基地建設、高江ヘリパッド建設、オスプレイ配備に反対し、港湾を兵站基地にさせない取

り組みをすすめます。

3. 岸田政権が進める平和憲法を改悪するすべての戦争法制に対し、反対運動を積極的に取り組むとともに、幅広い結集による国民世論となるよう取り組みます。

VIII. 組織の強化と拡大

1. 組織拡大を通年的取り組みとして実施します。

(1) 10月開催予定(リモート)の教宣部会で、各地方・支部の取り組み報告をもとに、問題点や工夫する点などを検討し、通年的な組織拡大キャンペーンの計画を作成し、チラシ、桃太郎旗などのキャンペーングッズについて準備します。

(2) 各地方・支部は組織拡大キャンペーンの計画をもとに、組織拡大推進会議を開催し、実施計画を作成し取り組みをすすめます。

(3) 各地方・支部は労働相談に対応できるように年間を通じて学習会を強化します。

2. 秋年末オルグは2024秋年末闘争並びに2025春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大を重点にオルグします。具体的取り組みについては各地方支部からの要請を受け、第2回中央執行委員会で確認します。

IX. 2025年春闘の準備について

1. 春闘要求について

(1) 賃金引き上げ要求について  
①第2回中央執行委員会から、統一したたかえる要求の在り方や賃金引き上げ要求額について検討を始めます。

②各地方・支部は賃金引き上げ額や要求方法について職場討議を深め、それぞれの意見を中央執行委員会へ反映できるように検討を始めます。

③職種別最低賃金については、港湾職種、トラック職種、一般職種とし、正規・非正規を問わず、すべての労働者への適用

を基本としますが、各職種での議論がまだ必要となっています。引き続き中央執行委員会で議論をすすめるながら確立できるように取り組みます。

④2025年春闘のたたかひのすすめ方については、12月開催の中央執行委員会で検討し、方針案として決定します。

(2) 産別制度政策要求について  
①産別制度政策要求について定期大会後、各地方は直ちに職場討議を行なうこととします。

②12月開催の中央執行委員会前に、各地方は産別制度政策要求についての意見を集約し、中央執行委員会へ提出することとします。

③中央執行委員会は、提出された意見をもとに産別制度政策要求をまとめ全国港湾中央執行委員会へ提案します。

④12月開催の全国港湾中央執行委員会に提案される25春闘制度要求案を全港湾春闘方針に添付し配布するので、各地方は地方春闘討議集会などで討議を行なうこととします。

⑤全港湾の各地方での職場討議での議論をもとに中央委員会で討議し、決定した産別要求案を全国港湾制度政策要求討議に臨みます。

⑥最終的には、全国港湾中央委員会で決定された制度政策要求を港湾春闘をたたかひます。

2. 25春闘準備の日程について

(1) 中央執行委員会を12月3日(火)〜4日(水)に開催し、春闘方針案について討議・決定します。港湾労働春闘方針特集号と第46回中央委員会議案書については、12月中旬に各地方・支部に届くように努力します。

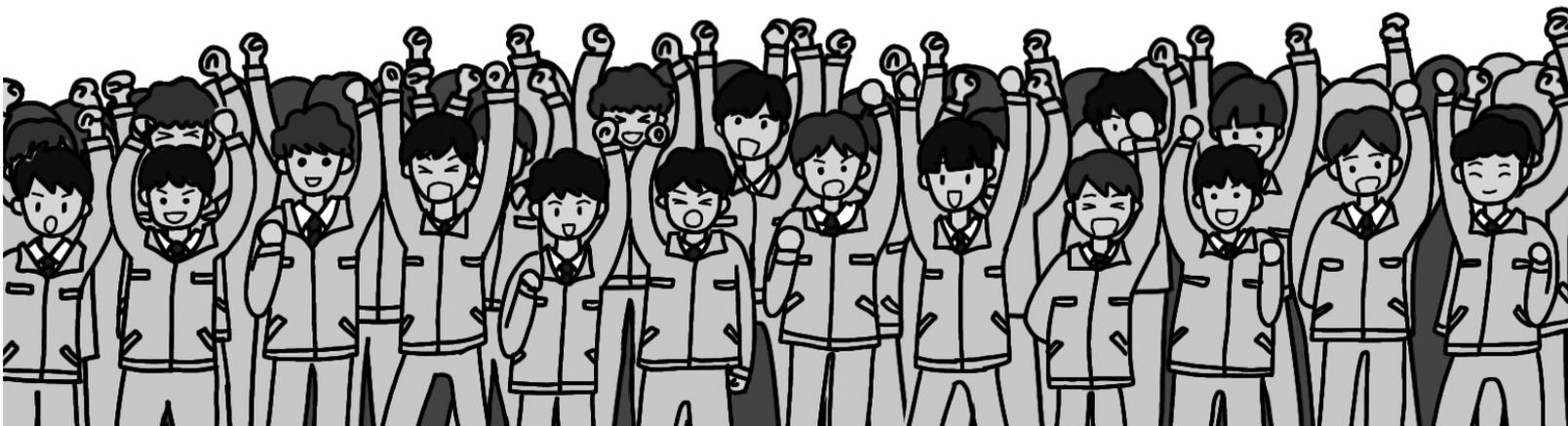
(2) 各地方・支部は1月上旬から第46回中央委員会までの期間で、春闘要求について職場討議をすすめることとします。

(3) 第46回中央委員会は1月30日(木)〜31日(金)に開催します。

(4) 全国港湾は2月4日(火)〜5日(水)の第17回中央委員会で春闘方針を決定

し、2月中旬を目途に日港協に対する産別制度要求の要求書を提出(第1回中央港湾団交)することを検討しています。

以上



# 年間ストライキ権の確立(案)

規約第24条にもとづき、次の事項について、次期定期全国大会までの年間ストライキ権を確立し、その具体的行使については中央執行委員会に委ねます。

- 1 2024—25年度運動方針の「Ⅲ主な闘争課題とたたかひの基本（春闘、一時金闘争含む）」の要求を実現するために、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 2 全国大会ならびに中央委員会において採択された諸決議の実施にあたって、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 3 組合員が使用者より不当な扱いを受け、ストライキ権の行使が事態の打開に有効であると中央執行委員会が判断したとき。
- 4 全港湾ならびに全港湾の地方組織が使用者より不当な組織攻撃を受け、ストライキ権の行使によってしか単一組織としての全港湾の団結が維持できないと中央執行委員会が判断したとき。

以 上

# 2024・25年度スローガン(案)

- 1 労働者の権利確立、雇用安定、賃金・労働条件の引き上げをたたかい、生活向上をはかろう
- 1 新自由主義にもとづく規制緩和に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正しよう
- 1 平和憲法を護り、人権を奪う秘密保護法の廃止、集団的自衛権の行使を許さず「戦争法」を廃止しよう
- 1 辺野古新基地建設反対、日米安保条約を破棄し、米軍基地のない沖縄・日本を取り戻し、憲法9条にもとづき、対話による外交で世界の平和を確立しよう
- 1 原発再稼働反対、脱原発をはじめ自然エネルギーの活用と環境保護を取り組もう
- 1 企業の枠を越えた産業別運動を強化し、地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者、非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかおう
- 1 大衆路線にもとづいて職場闘争を強化し、活動家を育成し、組織の強化拡大を勝ち取ろう

以上